

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（1）
-----	----	------------------------------------	------------------	--------------------

- ・ 港湾サブシステムのNACCS統合（乗員上陸許可支援システムとの連携強化）を行うとともに、あわせて海上入出港業務について、Webインタフェースの導入や1船舶あたりの運航情報件数の拡大等の見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
1	港湾サブシステムのNACCS統合	港長、港湾管理者等に対する入出港手続きを処理するシステムとして、平成20年10月から港湾サブシステムを稼働しているが、同システムにはバックアップ機能が無いこと、NACCS本体と業務処理が分かれているために関係省庁等からの格納通知等の統一化が行われていないこと等の問題がある。	NACCS本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、更に利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する。
2	入国管理局関連業務のNACCS統合化	入港前統一申請業務は入港前に必要な関係省庁等に対する申請をまとめてできる業務であるが、法務省（乗員上陸許可支援システム）向けの手続きは入港通報のみが対象であり、「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務は別業務で申請する必要がある。	乗員上陸許可申請（CRW03）業務を、入港前統一申請業務の対象とする見直しを実施する。
3	システム統合等に伴う機能改善	<ol style="list-style-type: none"> 1. 照会業務 現在は、NACCS本体と港湾サブシステムで別々の照会業務を提供している。更に、乗員上陸許可申請の情報を照会する際には、「届出申請一覧呼出し（CRW01）」業務及び「届出申請情報照会（CRW02）」業務を行う必要がある。 2. 書類番号等の見直し 現在、入出港に関係する業務を実施した際、システムで複数の書類番号を払いだす仕組みとなっており、運用の複雑化を招いている。 3. 格納通知等の見直し 現行では、システム処理が分かれているため、1業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）が申請者宛てに出力される。このため、申請結果の確認作業が煩雑となっている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 照会業務 「申請状態確認（JSS）」業務、「届出申請一覧呼出し（CRW01）」業務及び「届出申請情報照会（CRW02）」業務を廃止し、「入出港届等照会（IVS）」業務に統合する。 2. 書類番号等の見直し 書類番号について統一化を図る。 3. 格納通知等の見直し 格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（2）
-----	----	------------------------------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
4	Webインターフェースの導入	海上の入出港業務は、パッケージソフトから利用が可能となっているが、利用者からは、Web化して欲しいとする要望が寄せられている。	下記の入出港業務についてWeb化を実現する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行内航船業務（JPT業務等（J業務）） ・ 現行外航船業務（VTX01業務等（B業務*）） ・ 港湾管理者業務（ファイル申請業務等（K業務）） * B業務は、事前情報を利用せず申請を行う業務 ※ 上記業務はパッケージソフトの提供は廃止する。
5	呼出し機能の充実	入港前統一申請（VPX）、入港届等（VIX）、出港届等（VOX）業務で登録した情報は、入港前統一申請B（VPT）、入港届等B（VIT）、出港届等B（VOT）業務で呼び出すことができない。	VPX、VIX、VOX業務等により事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。
6	出力レイアウトの見直し 【基本 IV-6-10】	入出港・港湾関連手続業務において、官利用者と民利用者で出力される内容やレイアウトが異なっており、問い合わせ等において確認に時間を要する等の問題が生じている。	Webインターフェースの入出港・港湾関連手続業務の画面において、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを合わせる。なお、NACCSパッケージソフトについては、レイアウト変更が難しいことから現行どおりとする。
7	寄港順序入替方法の見直し 【基本 IV-6-10】	VTX01の運航情報を訂正する場合は、変更となる寄港順序をすべて書き換える必要があるため、変更が簡単にはできない。	本邦寄港順序の入力欄を追加し、寄港順に1から連番に入力することにより船舶運航情報に登録できるようにし、寄港順の変更がある場合は、当該連番を書き換えることで変更を可能とする。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回	WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し(3)
-----	----	------------------------------	----	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様/問題点	詳細仕様
8	1船舶あたりの旅客数の拡大	1船舶で登録可能な旅客数は最大3,000人となっている。	登録可能な旅客数を8,000人までとする。
9	V T X 0 2業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録(V T X 0 2)」業務等において性別を入力する項目がない。	V T X 0 2業務等に性別を任意項目として追加する。
10	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請(V P X)」業務における保障契約書番号の入力可能桁数は20桁となっている。	入力可能桁数を30桁とする。
11	保障契約情報における通貨コードの必須化	「入港前統一申請(V P X)」業務等において、保障契約情報の「保障限度額単位1,2」の通貨コードは任意入力項目となっている。	次のとおり入力項目の見直しを実施する。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。
12	港長と港内交通管制室へ同時申請の可能化	「入港前統一申請(V P X)」業務等において、申請先の入力欄が1つしかないため、港長宛と港内交通管制室宛の申請が同時にできない。	V P X業務等に「港内交通管制室」欄を追加する。当該変更に伴い、I V S業務にも「港内交通管制室」欄を追加する。
13	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請(V P X)」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「L L O : 積み込み」が使用出来ない。	「危険物の作業種別」として「L L O : 積み込み」についても使用可能とする。
14	入国管理局宛での乗組員情報登録業務におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請(V P X)」業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄で「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	V P X業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」で送信した場合はエラーとする。
15	過去申請情報の参照	申請情報のオンライン保存期間は30日となっている。	オンライン保存期間を30日から63日とする。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回	WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（4）
-----	----	------------------------------	----	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
16	外航バス、内航バス チェックの追加	「船舶運航情報登録（VTX01）」業務等において、バスコードを入力する項目に対し、外航バスか内航バスのチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる場合がある。	VTX01業務等において、バスコードを入力する際、使用可能なコードか否かのチェックを追加する。
17	乗員情報、旅客情報の入力 方法の改善	「乗組員情報登録（VTX02）」業務等において、乗員情報や旅客情報を登録する際、途中行に空欄があると登録できない。	乗員情報や旅客情報の登録において、途中行に空欄があった場合もエラーとせず登録を可能とする。また、「旅客情報登録（VTX03）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。
18	次航海における旅客 情報や船用品情報が 無い場合への対応	「旅客情報登録（VTX03）」業務及び「船用品情報登録（VTX04）」業務では削除ができない。	VTX03業務、VTX04業務で削除を可能とする。
19	危険物荷役許可情報の英 語表記	「入港前統一申請（VPX）」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードの一部が日本語表記となっている。	回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。
20	1 船舶あたりの運航 情報件数の拡大 【基本 IV-6-10】	現在、運航情報は、船舶単位に一つのみ登録することができる。一方、短期間で複数の航海を行う船舶は、前航海が終わる前に次の運航情報を登録する必要があるが、システムでは対応できない状態となっている。	「船舶運航情報登録（VTX01）」業務において、航海番号単位による複数の運航情報登録を可能とする。 「入港前統一申請（VPX）」、「入港届等（VIX）」、「出港届等（VOX）」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力する。
21	「とん税等納付申告 （TPC）」業務にお けるチェック機能の追加	事前申請を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、TPC業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくても送信が可能となっている。TPC業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	TPC業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 「入力項目/0:無し、1:有り」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。
22	「不開港出入許可申請 （CPC）」業務にお ける船舶基本情報と純ト ン数との一致	CPC業務において、船舶基本情報に登録されている純トン数と入力した純トン数とのチェック機能が無い。	入力された純トン数が、船舶基本情報に登録されている純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（5）
-----	----	------------------------------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
23	申請先官署（港内交通管制室）の宛先の細分化	事前通報については、「港長」宛てにしか申請することが出来ない。	事前通報を複数の宛先に同時申請ができるよう申請先（事前通報用の海上交通センター（名古屋、備讃瀬戸、関門海峡））の追加を行う。
24	出港届時の項目分割	出港届では、停泊場所を入力する項目が一つ（出港停泊場所（出港時）の項目）のため、対象の項目にバースコードを入力した際は、全て着岸場所コード欄への出力となっている。（入港届、入出港届、出港届で共通の画面・帳票となっているため。）	出港届において、停泊場所に入力したコードがびょう泊の場合は、びょう泊場所コードの欄に表示するようにする。また、それ以外については、着岸場所コードの欄への出力とする。
25	受委託件数の拡大	1 船会社単位の受委託関係を登録可能な港数は、最大100件である。	1 船会社単位の受委託関係を登録可能な港数を、最大200件とする。
26	備考欄の見直し	税関・入国管理局に送付する申請に関しては、同一の備考項目にて送付を行っている。また、照会結果画面では、一つの備考項目を全ての宛先にて出力している。	入国管理局宛ての備考欄追加を行う。また、照会業務については、申請・宛先ごとに備考欄を追加する。
27	内航船船舶情報の保存期間の変更	内航船の船舶基本情報については、永年保存としている。	内航船の船舶基本情報については、保存期間を365日間とする。なお、保存期間中に訂正を行った場合及び、内航船船舶基本情報を使用して申請をした場合、該当の船舶基本情報の保存期間を365日間延長する。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し(6)
-----	----	------------------------------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	変更/追加の概要
28	「とん税等納付申告(WPC)」業務の納付方法の変更	「とん税等納付申告(TPC)」業務において選択できる納付方法は、“直納、リアルタイム口座、およびマルチペイメントネットワーク”の3つがあるが、WebNACCSで提供する「とん税等納付申告(WPC)」業務については、納付書出力の関係等から、利用可能な納付方法を“リアルタイム口座”のみとする。
29	港コード一覧へ開港・不開港識別の表示	WebNACCSの一覧参照ボタンからの遷移する港コード一覧画面に、開港・不開港の識別を表示する。
30	内航船の船舶基本情報の省略	WebNACCSの内航船用の申請業務「入港前統一申請(WPT)」業務等において、船舶コードから船舶基本情報を呼出す機能を追加する。
31	外航船の船舶基本情報の省略	現行のB業務の申請業務(「入港前統一申請(VPT)」業務等 ※WebNACCS対象業務で、次期ではパッケージから廃止する。)には船舶基本情報を入力する項目があるが、次期では船舶コードを入力することで、登録されている船舶基本情報を補完する機能を追加することから、それら申請業務の入力項目から船舶項目を削除する。
32	乗組員・旅客・危険物の大量データアップロード機能及び、作成ツールの提供	WebNACCSでは、現行パッケージソフトのようなグリッド形式ではないため、エクセルシートからのコピー&ペースト機能が利用出来ない。このため、CSVファイルのアップロード機能とCSVファイルを容易に作成することが可能となる「変換ツール」を新たに提供する。
33	添付ファイル名称の出力機能の追加	<ul style="list-style-type: none"> 「船舶・航空機資格変更届(KPC01)」業務、「船舶資格変更届(WKC)」業務の資格変更届について、「船舶資格変更届照会(WKP)」業務での照会時に添付ファイル名を出力できるように変更する。 「ファイル申請(KFT)」業務、「ファイル申請(WFT)」業務のファイル申請について、「書類状態確認(WVS)」業務での照会時に添付ファイル名を出力できるように変更する。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（1）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

- 出港前報告制度導入後における業務実態、プログラム変更要望等を踏まえ、同制度の関連業務仕様の見直しについて検討する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
1	主な検討課題	出港前報告制度関連業務の見直しについて検討する。
2	検討概要	<p>以下の項目等について検討を実施する（検討項目の詳細は次頁以降参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> 「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務でほぼ同一内容の報告となっていることから、この簡素化について検討する。 欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合における、トランシップ発生時における業務処理の見直しを検討する。 「出港前報告訂正（CMR）」業務及び「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できないため、この改善を検討する。 「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務及び「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務と「ハウスB/L情報登録（NVC01）」業務との入力項目の統一化を検討する。 マスターB/Lの報告に先行してハウスB/Lの報告が行われた場合、マスター及びハウスB/L報告者に対し、マッチング結果がわかるよう帳票を出力することを検討する。 現在出港前報告が期限内に適切に行われている場合でも、その後B/Lのセパレート等が発生した場合、セパレート等後のB/Lについての関連性を示す手段がなく、出港前報告期限超過および出港前報告未済と判定されてしまう。セパレート等発生前後におけるB/Lの関連付け業務の新設を検討する。 その他プログラム変更要望に対する検討を実施する。等
3	検討結果	次頁以降参照

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（2）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

1. 出港前報告制度にかかる関連業務の検討項目と検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化	「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、AMRの情報を利用して積荷目録提出（MFR-DMF）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（AMR）情報を利用しMFR業務を実施することなくDMF業務の実施を可能とする新規フローを可能とする。なお、MFR業務における必須項目がAMR業務にて未登録の場合は、DMF業務前までにCMR業務によって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFI業務が実施できない（エラーとなる）。	MFI業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（AMR）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる「出港前船舶情報訂正（CMV）」業務を新設する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。 なお、従来どおり、AMR業務等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②AHR（CHR）業務の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）業務に入力項目の追加を行う。例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHR業務の報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHR業務を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（3）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
④	「出港日時報告（ATD）」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正（CMR）」業務および「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できない。	ATD業務後、DMF業務前までのCMR（CHR）業務等を実施可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行通り、ATD業務前までCMR（CHR）業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMR業務を行う場合は、ATD業務およびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
⑤	「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善	船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出港前報告照会（IAR）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（CMF02）」業務における運用手続きの簡素化	CMF02業務は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02業務において入力項目に「訂正理由コード」、「訂正理由（210桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01業務において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。また、CMF02業務で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02業務において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化	現行のCHR業務ではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHR業務にて登録を行う必要がある。	CHR業務において、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（4）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑨	出港前報告不一致 B/Lの一覧照会の可能化（IMI業務の改善）	入港前報告（DMF業務）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）業務で登録したB/Lと、MFR業務で登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	①IMI業務に新規の照会区分「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。 ②既存照会区分「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。 ③MFR業務等の項目見直しに伴い、照会項目の一部変更を実施する。
⑩	「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善	【プログラム変更要望】 B/L件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。 このためAMR業務による報告漏れが発生した。IMI業務のようにB/L件数が一目でわかるようにしてほしい。 また、AMR業務で登録されたマスター・オーシャンB/Lのみ出力させて欲しい。	①IML業務の照会結果画面「出港前報告一覧照会情報（SAS126）」にB/L実施状況にかかる出力項目「B/L番号変更種別」「B/L番号変更前後識別」を追加する。 ②IML業務の照会結果画面「出港前報告（ハウスB/L）一覧照会情報（SAS128）」に以下の項目を追加する。 「B/L番号変更種別」「B/L番号変更前後識別」 「マスターB/Lの出港予定日時」「マスターB/Lの出港日時」「マスターB/Lの入港予定日」「マスターB/Lの出港前報告日時」 ③IML業務に新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）」を追加する。また、B/L件数の出力もあわせて行う。
⑪	マッチング判定結果の通知の改善	【プログラム変更要望】 マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。 【追加検討事項】 マスターB/LがハウスB/Lに先行して登録された際、その後最初のハウスB/Lの報告が行われた際にハウスB/Lの報告を通知する新規帳票をマスターB/L報告者へ出力してほしい。	<船会社への通知> ハウスB/L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB/Lの報告時に「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」を出力する。 ハウスB/Lの報告に先行してマスターB/Lが報告された場合、その後のAHR業務またはCHR業務によりハウスB/Lが報告された際に新規帳票「ハウスB/L報告状況通知情報」をマスターB/Lの報告者へ出力する。 <NVOCCへの通知> ハウスB/L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB/Lが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターB/L単位に出力する。また、新規帳票に船舶情報不一致、マスターB/Lの出港予定日時（出港予定日と出港予定時刻）及び出港日時（出港日と出港時刻）を出力する。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（5）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

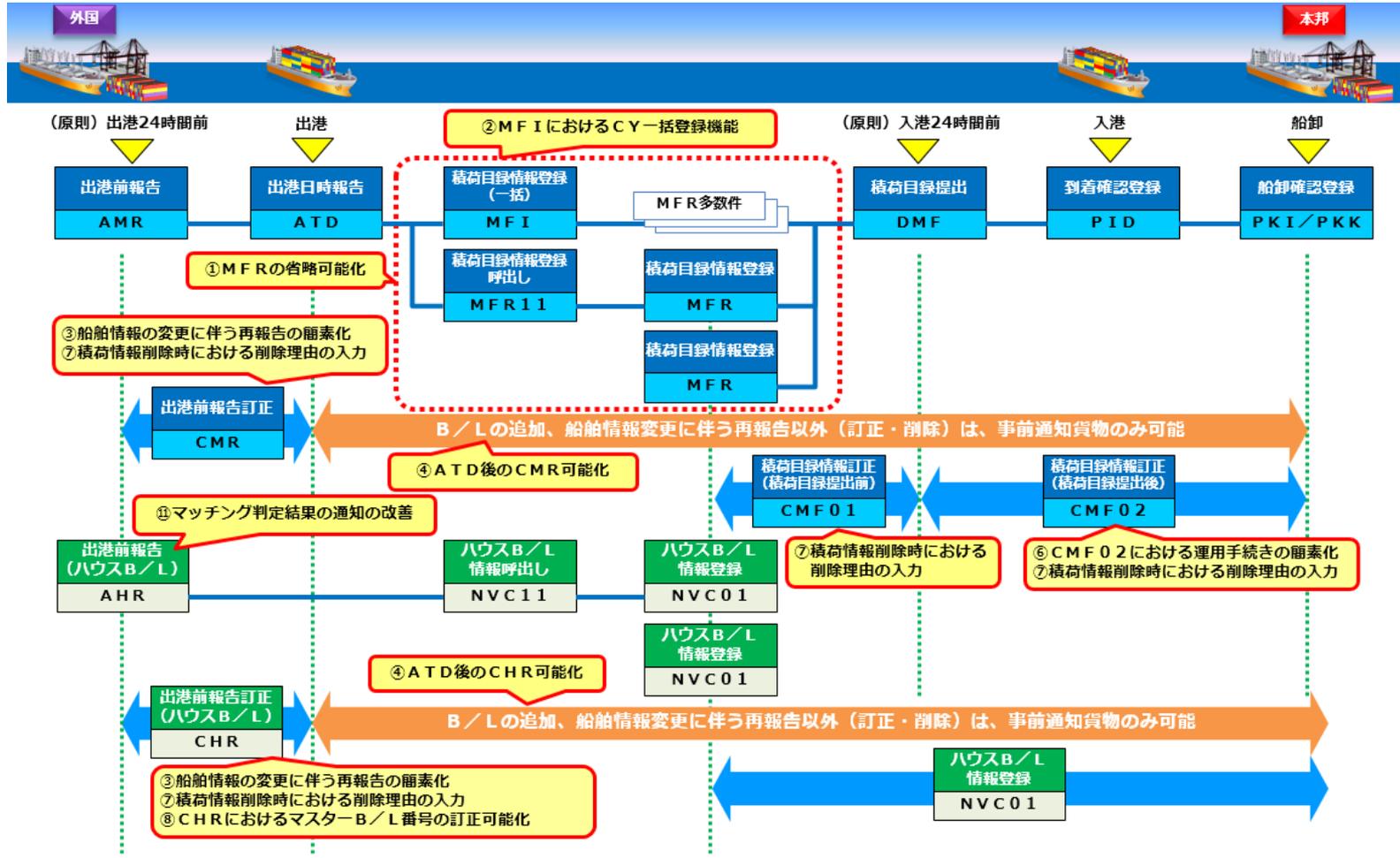
No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑫	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	<p>【プログラム変更要望】</p> <p>MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。</p>	<p>航海番号を一意制約項目とすることについては、「運航船会社航海番号」を必須項目として、船卸港枝番による業務運用の複雑化を解消することを目的し提案したが、運用に影響を与える可能性がある。また、利用者様システムへの影響が多大となる等の問題により、現行仕様の継続が望ましいものと考えられることから、「運航船会社航海番号」の必須化については取り下げる。</p> <p>ただし、MFR業務、AMR業務等に関しては、出港前報告制度に係る仕様変更に伴い入出力項目の追加変更等が行われることから、将来的な活用も見据えて「運航船会社航海番号」については「任意項目」として追加することとする。</p>
⑬	B/Lセパレート等発生時における機能改善	<p>セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。</p> <p>セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。また、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。</p>	<p>「出港前報告B/L関連付け（BLL）」業務を新設する。 （BLL業務の概要）</p> <p>① セパレート等前のB/Lは出港前報告のみ行われていること、また、全てのセパレート等後のB/Lに対して出港前報告が行われていることを条件としBLL業務を実施可能とする。</p> <p>② セパレート等後のB/Lについて、出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行ったうえで、セパレート等前後のB/L番号の関連性を「BLL（出港前報告B/L関連付け）」で登録する。</p> <p>③ セパレート等後のB/Lは出港前報告情報であることを基本とするが、例外として全ての変更後B/Lに出港前報告が行われておらず積荷目録情報のみ登録されていることを条件に入港前報告情報をセパレート等後のB/Lとして利用することを可能とする。</p>
⑭	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し(6)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

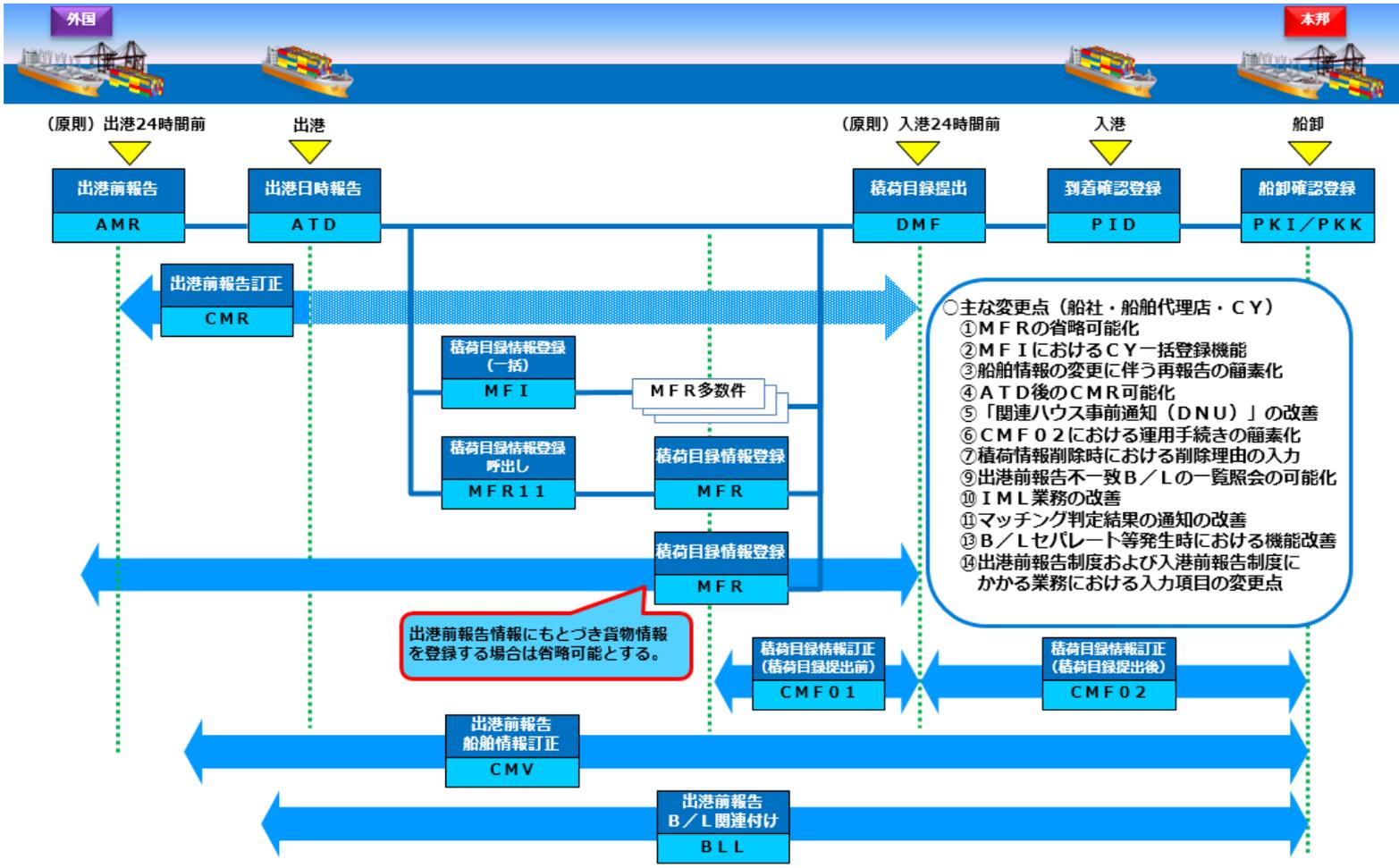
2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ~現行フローと次期の変更点~



貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（7）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期船会社フロー（案）～

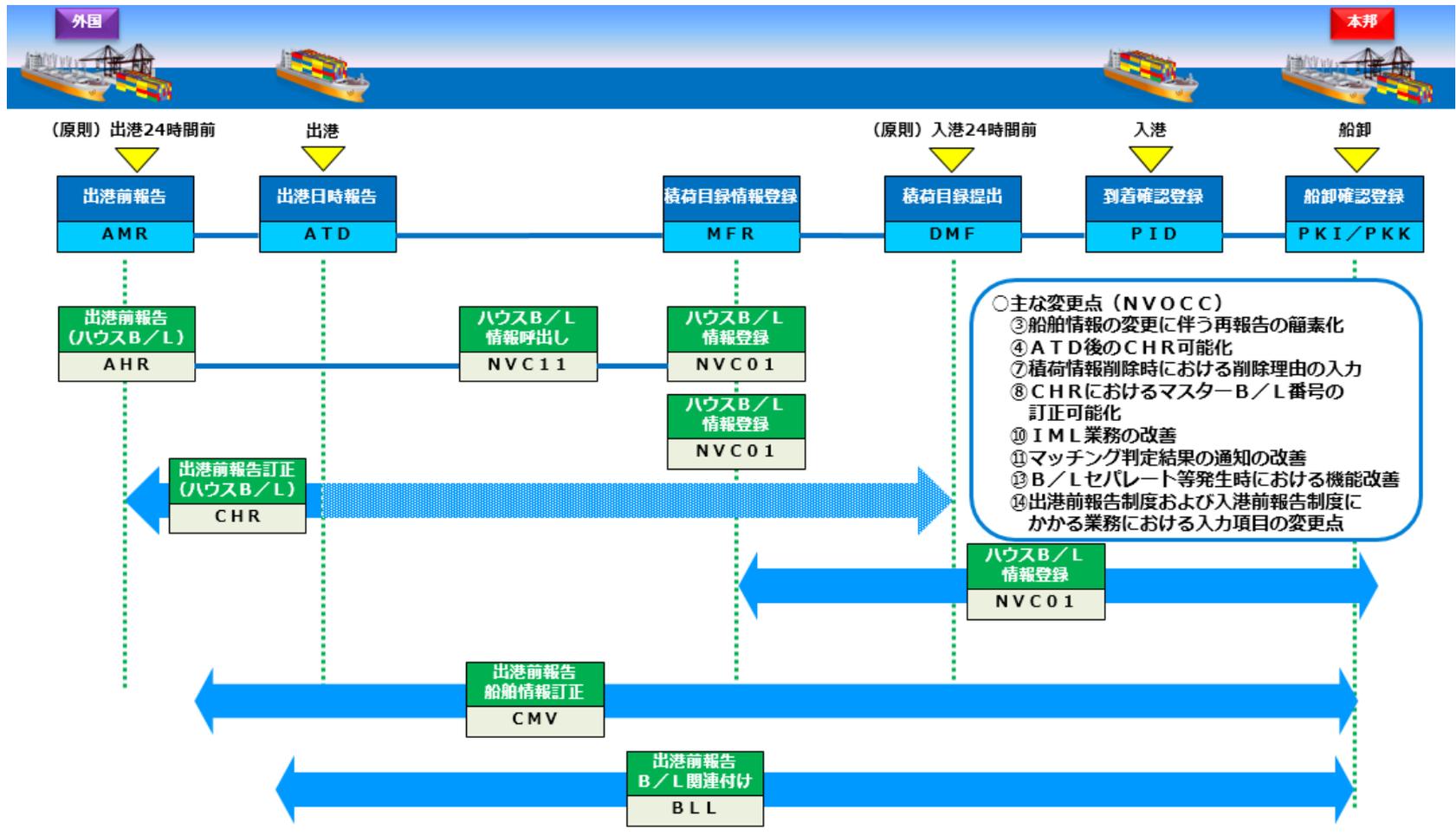


IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（8）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期NVOCCフロー（案）～



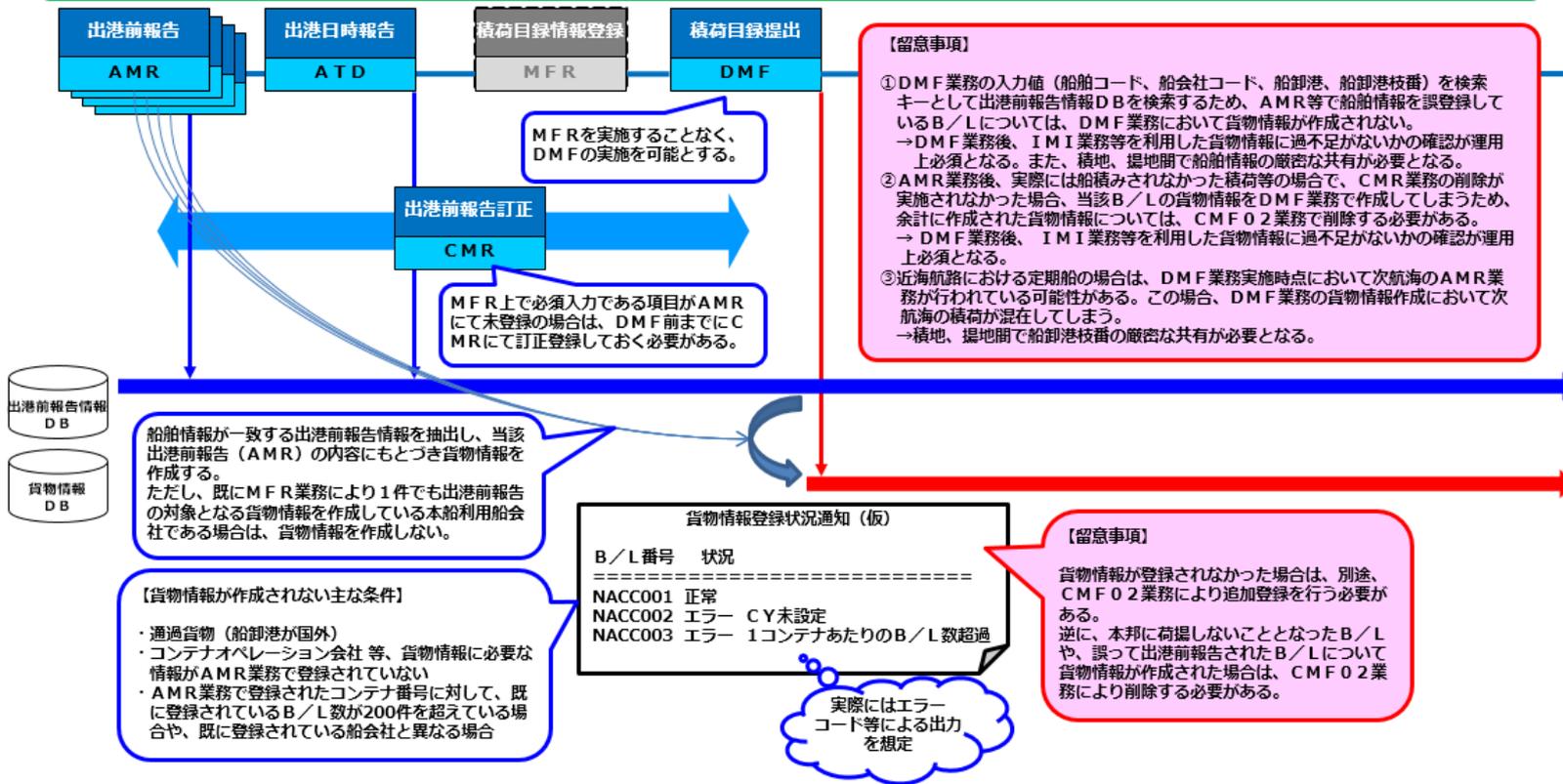
貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（9）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ① MFRの省略可能化

DMFの変更点

- ① 入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にMFRにより1件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。
- ② ①の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でDMF実施者宛てに帳票出力する。



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（10）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ② M F I における C Y 一括登録機能

背景

海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるM F I 業務が実施できない（エラーとなる）。

検討内容

M F I 業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力されている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更することを検討する。

留意事項

- ① M F I 業務の単位でコンテナオペレーション会社が登録できない場合（同一港で複数のC Yに船卸しする場合）は、あらかじめ個別にC M R 業務による訂正を行う必要がある。
- ② コンテナオペレーション会社以外に、コンテナにかかる「荷渡形態コード」、「バンニング形態コード」、「コンテナ条約適用識別」が未登録である場合もM F I 業務ではエラーとなるため、あらかじめ個別にC M R 業務による訂正を行う必要がある。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（11）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（1）

背景

(1) 船舶情報訂正業務の新設

トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

検討内容

(1) 船舶情報訂正業務の新設

本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする（下図）。なお、従来どおり、AMR業務等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

【留意事項】
 ①コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対するATDも必要とする。
 ②マスターB/Lに対しハウスB/L報告完了の登録がされている場合は、ハウスB/L報告完了の旨を取り消す。そのため、再度AMR業務等によるハウスB/L報告完了の登録が必要である。

変更前の船舶にかかるB/L*に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。
 * B/L番号（最大100欄）が入力された場合は、入力されたB/Lのみを対象とする。
 なお、当該B/Lの出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする（再報告扱いとする）。
 また、訂正後の船舶情報に対してATDが行われている場合は、出港前報告不一致判定（出港前報告期限超過）を行い、その結果を登録する。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（12）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（2）

背景

（2）ハウスB/Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

例) 欧州→釜山（トランシップ）→日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。

当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いにも関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにNVOCCでは船舶情報（トランシップ情報、航海番号 等）の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

検討内容

（2）ハウスB/Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

① AHR（CHR）業務の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）業務に入力項目の追加を行う。例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHR業務で報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAMR業務で報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Y」を入力。

AHR 出港前報告 (ハウスB/L)

共通部 繰返部

船舶* NACHMARU 船舶国籍 JP

航海番号* 001 船会社* NACC 船積港* DEHAM

船舶情報変更予定有 Y

マスターB/L番号* HHHH000 ハウスB/L報告完了

ハウスB/L番号 HHHH000

出港日時 2017/10/01 - 15:00 グリニッジ標準時差分 +0900 緩和措置対象地域

通知先 1 2 3

船卸港 JPTYO 入港予定日 2017/11/10

仕出港 DEHAM

IX 詳細仕様検討結果

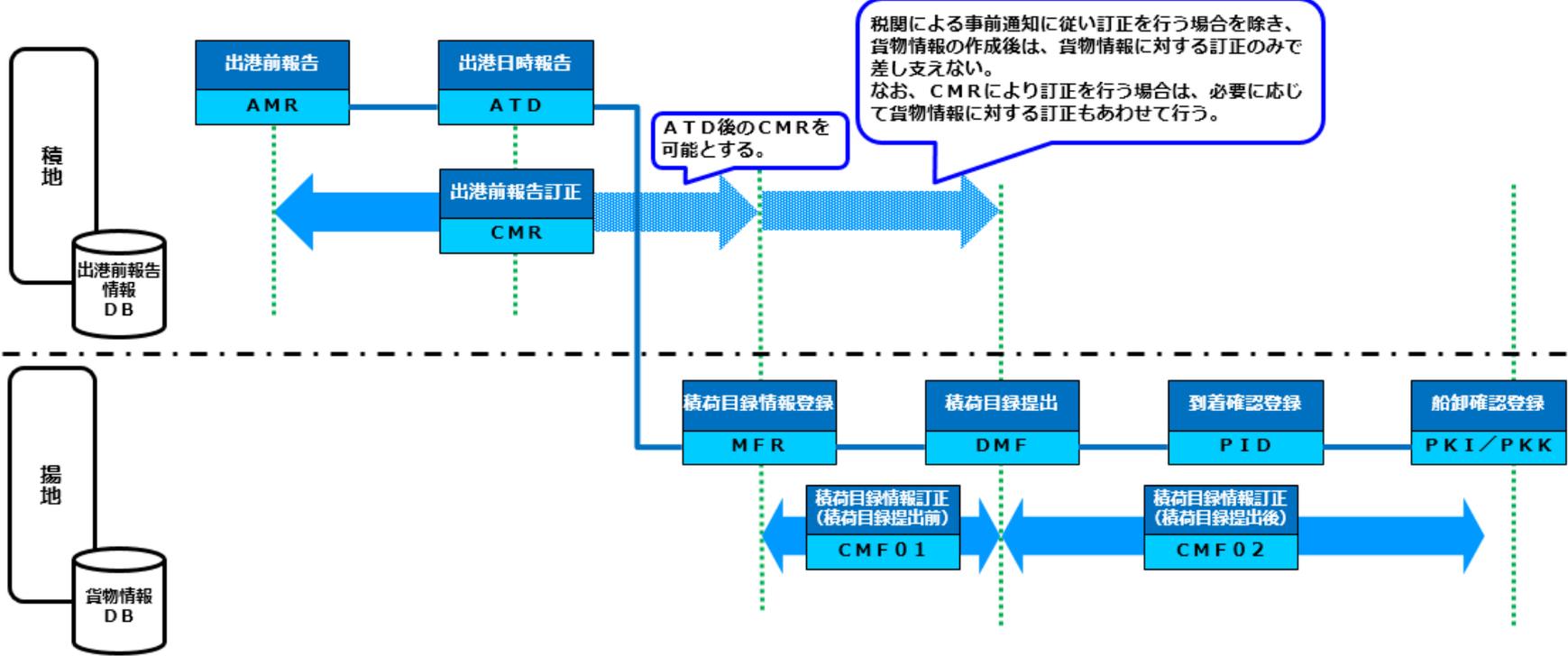
貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（13）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ④ CMR、CHR業務におけるATD業務後の訂正可能化 ～ATD業務後のCMR業務の可能化～

CMR業務の変更点

ATD業務後、DMF業務前までのCMR業務を実施可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行通り、ATD業務前までCMR業務を可能とする（※現行通り）。
 ただし、税関による事前通知に従いCMR業務を行う場合は、ATD業務およびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
 なお、税関による事前通知に従いCMR業務を行う場合を除き、入港前報告後（DMF業務後）は、貨物情報に対する訂正（CMF02）のみで差し支えない（※現行通り）。



IX 詳細仕様検討結果

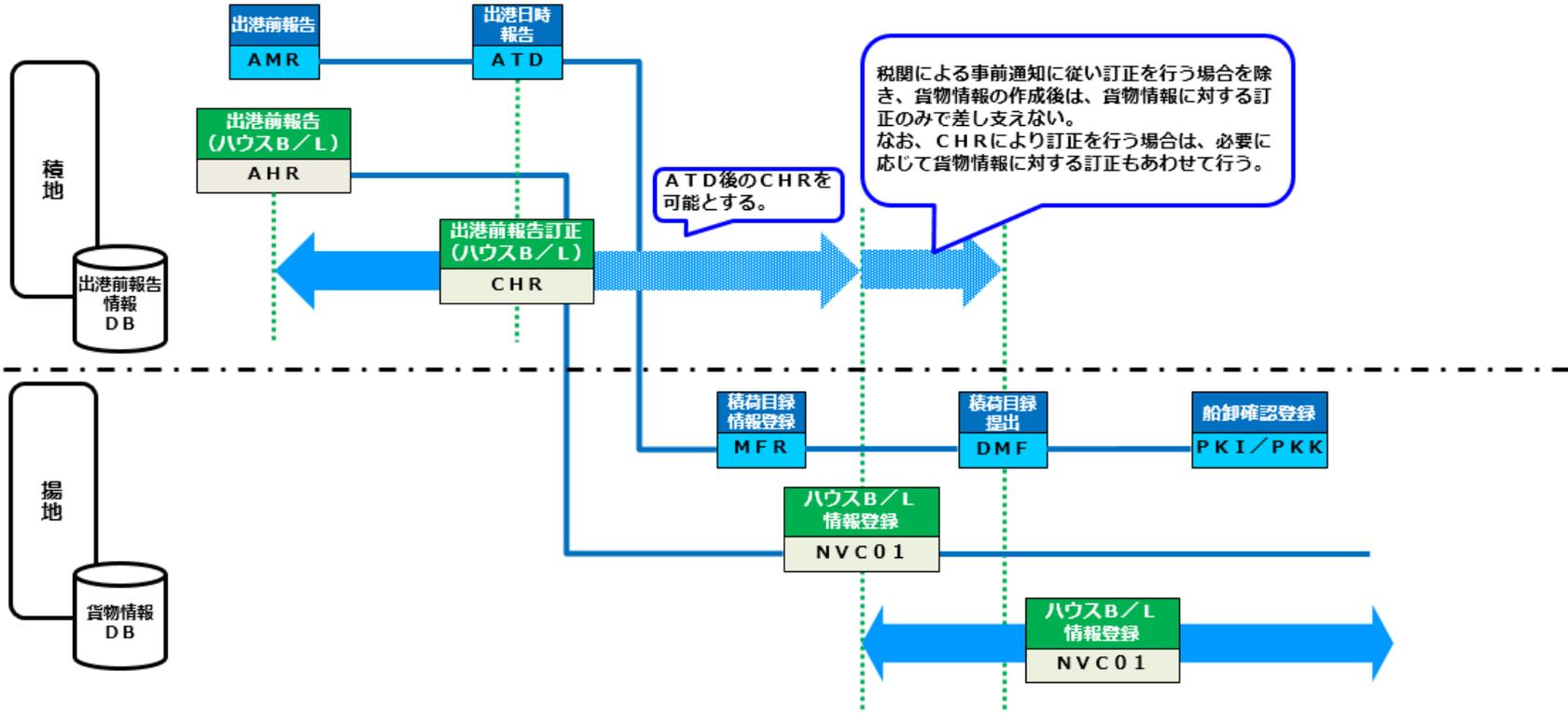
貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（14）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ④ CMR、CHR業務におけるATD業務後の訂正可能化 ～ATD業務後のCHR業務の可能化～

CHR業務の変更点

ATD業務後、DMF業務前までのCHR業務を実施可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行通り、ATD業務前までCHR業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCHR業務を行う場合は、ATD業務およびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
 なお、税関による事前通知に従いCHR業務を行う場合を除き、NVC01業務による貨物情報の作成後は、貨物情報に対する訂正（NVC01）のみで差し支えない（※現行通り）。



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（15）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤ 船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（1）

背景

船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。

<（参考）「関連ハウス事前通知（DNU）」の出力条件>

- ・ 関連するハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、DMF業務が行われた場合、DMF業務実施者、および、AMR業務実施者に出力する。
- ・ AMR業務に先行してAHR業務が行われている場合で、当該ハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、AMR業務が行われた場合、AMR業務実施者に出力する。

検討内容

「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を記載した通知に変更する。

新規帳票レイアウトでマスターB/L単位にリスト出力する

Advance Notice of Risk Assessment Result
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN
Master B/L Number M MMM0000

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（17）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑥ CMF02業務における運用手続きの簡素化

背景

CMF02業務は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口にて訂正理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

(1) 下記のとおり訂正の理由を付すことで、税関への訂正理由の申出をNACCSで行うことを可能とする。

入力項目に「訂正理由コード」、「訂正理由（210桁）」欄を新設する。

- ・「1：訂正（数量の変更）」
- ・「2：訂正・追加（運送契約等の変更）」
- ・「3：訂正・追加（荷繰り等の変更）」
- ・「4：訂正・追加（B/L番号の変更）」
- ・「5：訂正・追加（報告内容の誤り）」
- ・「6：訂正・追加（その他）」←“その他”の場合は、「訂正理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

(2) (1) で付される訂正理由に加え、訂正の場合には、訂正箇所、訂正前後の内容を記した新規帳票を税関（監視担当部門）宛に通知する。

3. 主な変更点 ⑦ 積荷情報削除時における削除理由の入力

背景

CMR、CHR、CMF01業務において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。

また、CMF02業務で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口にて削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。

- ・「1：削除（積載取止）」
- ・「2：削除（荷揚取止）」←CMF01、CMF02業務の場合のみ
- ・「3：削除（B/L番号変更）」
- ・「4：削除（誤登録）」
- ・「5：削除（その他）」←“その他”の場合は、「削除理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（18）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑥ ⑦'CMF02業務および積荷情報削除時における運用手続きの簡素化に係る追加案件

現行EDIFACTのマッピングにおいて、主な変更点⑥、⑦に係るCMR、CHR、CMF01、CMF02の各業務は、AMR業務、AHR業務及びMFR業務と同一のサブセットを使用している。

次期では、主な変更点⑥、⑦のとおりCMR業務等において項目追加が発生することとなるが、現行と同様に、同一のサブセット名での利用を可能とするため、AMR業務、AHR業務及びMFR業務の入力項目に「削除理由コード（1桁）」、「削除理由（210桁）」欄に相当する欄を予備項目と追加することとする。また、MFR業務およびCMF01業務には「訂正理由コード（1桁）」、「訂正理由（210桁）」欄に相当する欄も予備項目として追加する。

共通サブセット名	対象業務
AMR110	AMR/CMR
AHR110	AHR/CHR
MFR110	MFR/CMF01/CMF02

3. 主な変更点 ⑧ CHR業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化

背景

現行のCHR業務ではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHR業務にて登録を行う必要がある。

検討内容

CHR業務において、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。

処理区分* **5** (2:追加 5:訂正 1:削除)

船舶* NACCMARU - 船舶国籍 JP

航海番号* 001 船会社* NACC 船積港* CNSHA -

マスターB/L番号* **MMMM01** ハウスB/L報告完了

ハウスB/L番号 HHHH01

出港日時 2017/10/01 10:00 出港標準時差分 40000 船積港対岸地域

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (19)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨ 出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化 (IMI 業務の改善) (1)

背景

- ① 入港前報告 (DMF) までに 出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR (CMR) 業務で登録した B / L と、MFR 業務で登録した B / L の件数の差分を把握できる機能がない。
- ② IMI 業務において、SPD 通知貨物に対する船卸許可申請の状態を把握できる機能がない。
(参考) IMI 業務の実施可能利用者：船会社、船舶代理店、CY

検討内容

- ① : MFR 業務等の項目変更に伴い、IMI 業務の一部照会区分において、出力項目の見直しを実施する。
- ②-1 : IMI 業務に新規の照会区分「S : B / L 番号一覧 (出港前報告不一致) 照会」を追加する。
- ②-2 : 既存照会区分「B : B / L 番号一覧照会」の照会項目に 出港前報告不一致 (出港前報告未済、出港日時報告未済) のステータスを項目追加し、B / L 番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
- ③ : 既存照会区分「R : B / L 番号一覧 (事前通知) 照会」の照会項目に 船卸許可申請にかかるステータスを項目追加する。

区分	照会名称	概要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等を照会する。また、CY 単位の船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等も照会する。
B	B / L 番号一覧照会	当該本船に係る B / L 番号の一覧を照会する。
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の一覧を照会出力する。
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸されていないコンテナ番号の一覧を照会する。
F	B / L 照会	指定された B / L 番号に対する積荷目録情報を照会する。
G	B / L 主要項目一覧照会	当該本船に係る B / L 番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
K	B / L 番号一覧 (仮陸揚) 照会	当該本船に係る仮陸揚である B / L 番号の一覧を照会する。
T	// (包括保税運送) 照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済の B / L 番号の一覧を照会する。
R	// (事前通知) 照会	当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されている B / L 番号の一覧を照会する。
S	// (出港前報告不一致) 照会	当該本船に係る出港前報告不一致 (出港前報告未済、出港日時報告未済) が登録されている B / L 番号の一覧を照会する。

照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。

D / F / G 出力項目の桁数見直し

照会項目に船卸許可申請に係るステータスを追加する。

新規区分の追加

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（20）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨ 出港前報告不一致 B/L の一覧照会の可能化（IMI 業務の改善）（2）

検討内容

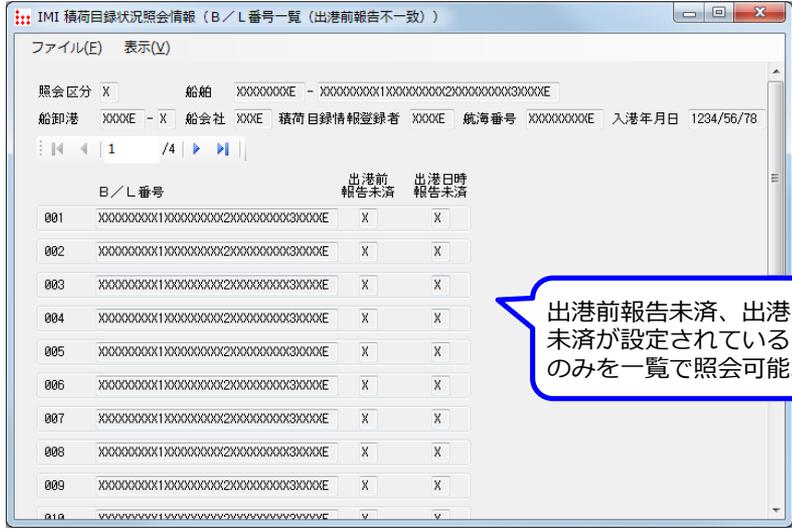
①：MFR 業務等の項目見直しに伴う、一部出力項目の桁数変更

対象業務 MFR業務等の変更項目	積荷目録情報照会 IMI		
	D 積荷目録情報照会	F B/L 照会	G B/L 主要項目一覧照会
品名を70桁から350桁に変更	○	○	○
代表品目番号を4桁から6桁に変更	○	○	○
荷送人名/荷受人名/着荷通知先名 を175桁から70桁に変更	○	○	○
荷送人住所/荷受人住所/着荷通知先住所 105桁から175桁に変更	○	○	○

※荷送人名/荷受人名/着荷通知先名については、登録業務において175桁から70桁に変更を行うが、システム外搬入等の影響を考慮し、ICG業務では175桁のままとする。

検討内容

②-1：新規照会区分「S：B/L 番号一覧（出港前報告不一致）照会」の照会画面イメージ



出港前報告未済、出港日時報告未済が設定されているB/Lのみを一覧で照会可能。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (21)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨ 出港前報告不一致 B/L の一覧照会の可能化 (IMI 業務の改善) (3)

検討内容

②-2: 既存照会区分「B : B/L 番号一覧照会」の変更イメージ

欄部情報をグリッド表示に変更。
→ エクセル等への表貼り付けが可能。

IMI 積荷目録状況照会情報 (B/L 番号一覧)

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE

船卸港 XXXXE - X 船会社 XXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXE

入港年月日 1234/56/78 積荷目録提出済 B/L 件数 1234

B/L 番号	CY	仮陸揚	船卸済	コンテナ本数	申告状況	出港前報告未済	出港日時報告未済
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X

不一致ステータスの項目を追加。

IMI 業務は 1 画面に最大 50 B/L 出力する。50 B/L を超過する場合は継続照会となる。

留意事項

IMI 業務の抽出対象は貨物情報であるため、AMR 済 MFR 未済の B/L 番号は出力しない。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (22)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩「出港前報告一覧照会 (IML)」業務の改善 (1)

背景

(利用者様ご意見) IML業務に項目追加、照会区分の追加を行うことで利便性が向上する。
 (参考) IML業務の実施可能利用者：船会社、船舶代理店、NVOCC

検討内容

照会区分	照会名称	概要	変更概要
A	概要情報照会	オーシャン (マスター) B/L 及びハウス B/L を一覧で照会する。	下記の B/L 実施状況にかかる出力項目を追加する。 ① B/L 番号変更種別 1 : セパレート 2 : コンバイン 3 : スイッチ ② B/L 番号変更前後識別 A : 変更後 B/L B : 変更前 B/L C : 変更前かつ変更後 B/L
B	不一致情報照会	出港前報告情報不一致判定 (報告期限超過判定、ハウス B/L 未登録判定、マスター B/L 未登録判定、船舶情報不一致判定) において、不一致となった B/L を一覧で照会する。	
C	リスク分析結果事前通知情報照会	B/L にリスク分析結果の事前通知が登録されている B/L を一覧で照会する。	変更なし
D	出港日時報告状況一覧照会	船積港毎の出港日時報告状況を一覧で照会する。	
E	概要情報照会 (ハウス B/L)	AHR 業務等で登録したハウス B/L をマスター B/L 単位に照会する。	下記の項目を追加する。 ① マスター B/L の出港予定日時 ② マスター B/L の出港日時 ③ マスター B/L の出港前報告日時 ④ マスター B/L の入港予定日 ⑤ B/L 番号変更種別 ⑥ B/L 番号変更前後識別
F	不一致情報照会 (ハウス B/L)	不一致判定 (報告期限超過判定) において、不一致となったハウス B/L をマスター B/L 単位に照会する。	
G	リスク分析結果事前通知情報照会 (ハウス B/L)	B/L にリスク分析結果の事前通知が登録されているハウス B/L をマスター B/L 単位に照会する。	
H	概要情報照会 (オーシャン (マスター) B/L)	オーシャン (マスター) B/L を一覧で照会する。	

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (23)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩「出港前報告一覧照会 (IML)」業務の改善 (2)

背景

B/L業務の新設に伴い、IML業務の照会結果画面「出港前報告一覧照会情報 (SAS126)」にB/Lの実施状況を出力する以下の項目の追加が必要となる。

- ① B/L 番号変更種別 (1 : セパレート、2 : コンバイン、3 : スイッチ)
- ② B/L 番号変更前後識別 (A : 変更後B/L、B : 変更前B/L、C : 変更前かつ変更後B/L)

検討内容

下記照会区分で共通の照会結果画面

- A : 概要情報照会
- B : 不一致情報照会
- C : リスク分析結果事前通知
情報照会

IML 出港前報告一覧照会情報

ファイル(F) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X

貨物識別	貨物差異	マスターB/L番号	出港前報告済	出港日時報告済	ハウス未登録	マスター未登録	船舶情報不一致	報告期限超過	事前通知	関連事前通知	船卸許可申請中	変更種別	変更前後識別
XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X					XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE						
XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
003 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
004 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
005 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X

項目追加

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (24)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩ 「出港前報告一覧照会 (IML)」業務の改善 (3)

背景

(利用者様ご意見) IML業務の照会結果画面「出港前報告 (ハウスB/L) 一覧照会情報 (SAS128)」に次の項目を追加することで利便性が向上する。

- ① マスターB/Lの出港予定日時
- ② マスターB/Lの出港日時
- ③ マスターB/Lの入港予定日
- ④ マスターB/Lの出港前報告日時
- ⑤ B/L番号変更種別 (1:セパレート、2:コンバイン、3:スイッチ)
- ⑥ B/L番号変更前後識別 (A:変更後B/L、B:変更前B/L、C:変更前かつ変更後B/L)

検討内容

下記照会区分で共通の照会結果画面

- E: 概要情報照会 (ハウスB/L)
- F: 不一致情報照会 (ハウスB/L)
- G: リスク分析結果事前通知情報照会 (ハウスB/L)

出港前報告 (ハウスB/L) 一覧照会情報

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X マスターB/L番号 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE

船舶 XXXXXXXXXE 航海番号 XXXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X

出港予定日時 1234/56/78 - 12:34 出港日時 1234/56/78 - 12:34 入港予定日 1234/56/78

出港前報告日時 1234/56/78 - 12:34

マスター未登録 X 船舶情報不一致 X 報告期限超過 (マスター) X 事前通知 XXXE

ハウスB/L番号	出港日時 報告済	報告期限 超過	事前通知 (ハウス)	変更 種別	変更前後 識別
001	X	X	XXE	X	X
002	X	X	XXE	X	X
003	X	X	XXE	X	X
004	X	X	XXE	X	X
005	X	X	XXE	X	X

項目追加

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (25)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩ 「出港前報告一覧照会 (I M L) 」 業務の改善 (4)

背景

(利用者様ご意見) I M L 業務の照会区分「 A : 概要情報照会」は、ハウスを含むすべての B / L が一覧で照会されるが、オーシャン及びマスターのみを一覧で照会可能な新規照会区分「 H : 概要情報照会 (オーシャン (マスター) B / L) 」を追加することで利便性が向上する。また、 I M I 業務と同様に、 B / L 件数の出力があると、利便性が向上する。

検討内容

下記の B / L は出力しない。また、「 B / L 総件数」欄の件数にカウントしない。
 ・ A M R 業務未済のマスター B / L (A H R 業務で報告されたマスター B / L)
 ・ B L L 業務により変更前 B / L である旨が登録された B / L (ただし、同時に変更後 B / L である旨が登録された B / L は出力する)

ハウスを除いたオーシャン (マスター) B / L のみを一覧で出力する。

IML 出港前報告 (オーシャン (マスター) B / L) 一覧

ファイル(F) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X B / L 総件数 XXXE

1 / 7

B / L 番号	貨物識別	貨物差異		船舶情報	報告期限	事前	関連	船卸許可	変更	変更前後
		出港前	出港日時							
001	XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
		X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
003	XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
		X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
004	XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
		X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
005	XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X
		X	X	X	X	XXE	X	X	X	X

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（26）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善（1）

背景

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

<船会社への通知>

マスターB/Lの報告後にハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」をマスターの報告者へ出力するが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」の出力契機がない。

<NVOCCへの通知>

マスターB/Lの報告後にハウスB/Lの報告がされた場合は、AHRまたはCHR業務の処理結果通知においてマスターB/Lの報告有無を判断できるが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/Lの報告がされた場合は、マスターB/Lの報告有無に関して通知を受ける契機がない。

検討内容

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

<船会社への通知>

マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスターB/Lの報告（AMRまたはCMR（追加））において「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」をマスターB/Lの報告者へ出力する。

<NVOCCへの通知>

- ①ハウスB/L報告完了の旨が登録（AHRまたはCHR業務）された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ②ハウスB/L報告完了後にハウスB/Lが追加、訂正、削除（CHR）された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」をCHR業務の入力者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ③マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合、その後のマスターB/Lの報告（AMRまたはCMR（追加））において、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ④ハウスB/L報告完了の旨が登録されたマスターB/Lが削除（CMR（削除））された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を関連するハウスの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。

留意事項

NVOCCへの通知について、マスターB/L番号を誤入力した場合は、「マスターB/L報告状況通知情報」が受信できないことをもってマスターB/L番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (27)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善 (2)

検討内容つづき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターB/L単位に出力する。

マスターB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE マスターB/L識別 X
 船舶 XXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X
 出港予定日時 yyyy/MM/dd - hh:mm グリニッジ標準時差分 XXXXE
 出港日時 yyyy/MM/dd - hh:mm 入港予定日 yyyy/MM/dd
 出港前報告日時 yyyy/MM/dd - hh:mm 削除日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

ハウスB/L番号	船舶一致状況	ハウス I CMR (削除) の場合は、削除日時を出力する。	船舶一致状況
1 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	2 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
3 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	4 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXX3XXXXE	X	6 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXX3XXXXE	X	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXX3XXXXE	X	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXX3XXXXE	X	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X

ハウスの報告者が複数存在する場合は、出力先の利用者が報告したハウスB/L番号のみを出力する。

マスターB/Lとの船舶情報一致状況を出力

S : マスターB/Lの船舶情報と異なる (ただし、マスターB/Lの船舶情報に準ずる旨が登録されている場合は除く)

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（28）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善（3）

背景

ハウスB/Lの報告に先行してマスターB/Lが報告される場合、船会社はNVOCCによるハウスB/L報告完了が入力されるまでハウスB/Lの報告有無が判断できない。

※IAR、IML業務の照会項目「ハウスB/L未登録」によりハウスB/Lの報告有無は判断可能であるが、海外申請者である場合は、IAR業務の業務資格がなく、また、IML業務についてもサービスプロバイダがIML業務に対応していないケースがある。そのため、海外から日本支社等への問い合わせが頻繁に発生し、業務に支障が出ている。

※ハウスB/Lの報告が先行している場合は、AMR業務の処理結果通知の出力項目「B/L不突合識別」がスペースとなるため、判断可能である。

検討内容

ハウスB/Lの報告に先行してマスターB/Lが報告された場合、その後のAHR業務またはCHR業務によりハウスB/Lが報告された際*に新規帳票「ハウスB/L報告状況通知情報（SAS157）」*をマスターB/Lの報告者へ出力する。

（*）具体的には、出港前報告情報不一致判定処理のハウスB/L未登録判定において、ハウスB/L未登録である旨を取り消した場合に出力する。

留意事項

先行するAMR業務において「マスターB/L識別」に“M”の入力がない場合は、新規帳票は出力しない*。そのため、「マスターB/L識別」は正確に入力する必要がある。

（*）新規帳票の出力契機は、ハウスB/L未登録である旨を取り消す場合であり、「マスターB/L識別」に“M”の入力がないB/Lは、ハウスB/L未登録である旨が登録され得ないため。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（29）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善（4）

検討内容つづき

ハウスB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

航海番号 XXXXXXXXE

船会社 XXXE

船積港 XXXXE - X

通知日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

※本情報は、ハウスB/Lが1件以上報告された事を通知するものであり、ハウスB/L報告完了を通知するものではない。

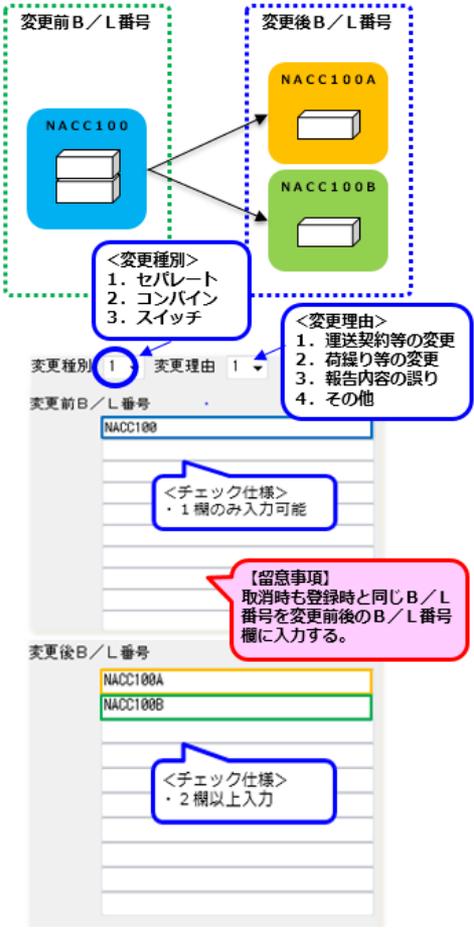
貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7
----	----	--------------------------------------	----	--------------

出港前報告制度に係る関連業務の見直し (30)

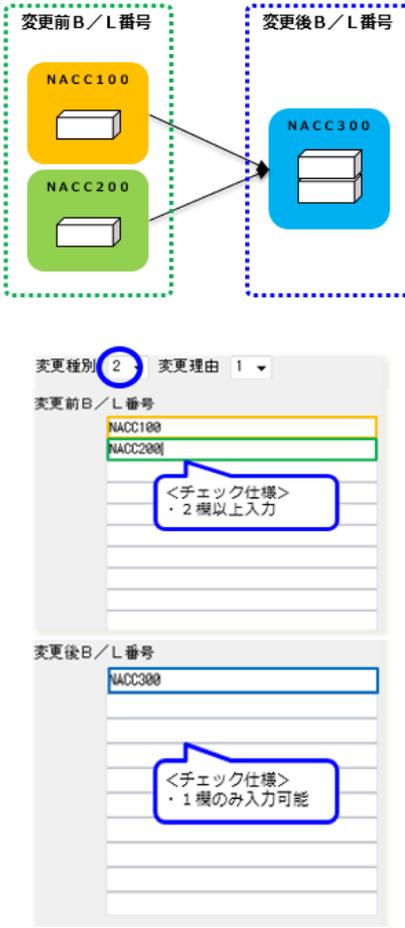
詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容 (1)

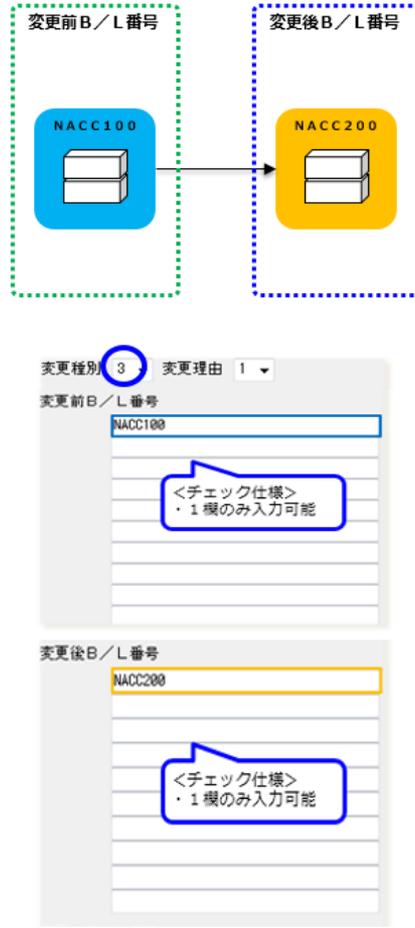
～セパレート～



～コンバイン～



～スイッチ～



IX 詳細仕様検討結果

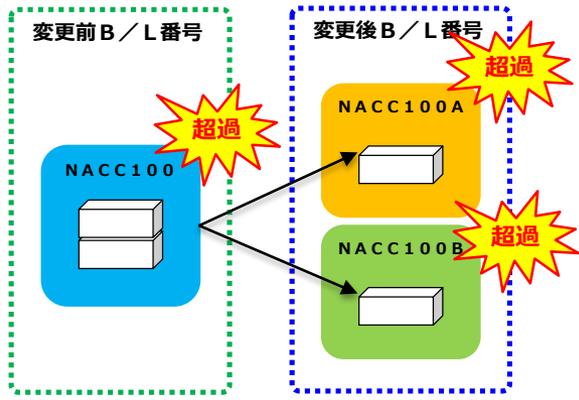
貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (31)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

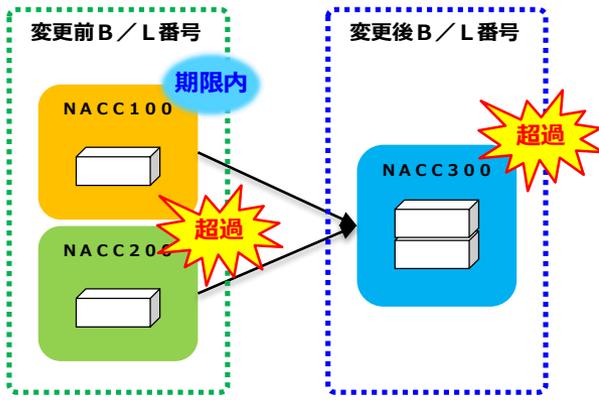
3. 主な変更点 ⑬ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容 (2)

変更種別	起算日決定条件 < : 変更前 B/Lの方が報告が早い (過去日) ≥ : 変更前 B/Lの方が報告が遅い (未来日)	変更後 B/L に対して報告期限超過判定を行う際の起算日時 ※下表の日時が A T D の出港日時に対して、24 時間以前であれば、報告期限超過の不一致を解消する
セパレート スイッチ	変更前 B/L の出港前報告日時 < 変更後 B/L の出港前報告日時	変更前 B/L の出港前報告日時
	変更前 B/L の出港前報告日時 ≥ 変更後 B/L の出港前報告日時	変更後 B/L の出港前報告日時
コンバイン	変更前 B/L の中で最も遅い出港前報告日時 < 変更後 B/L の出港前報告日時	変更前 B/L の中で最も遅い報告日時
	変更前 B/L の中で最も遅い出港前報告日時 ≥ 変更後 B/L の出港前報告日時	変更後 B/L の出港前報告日時

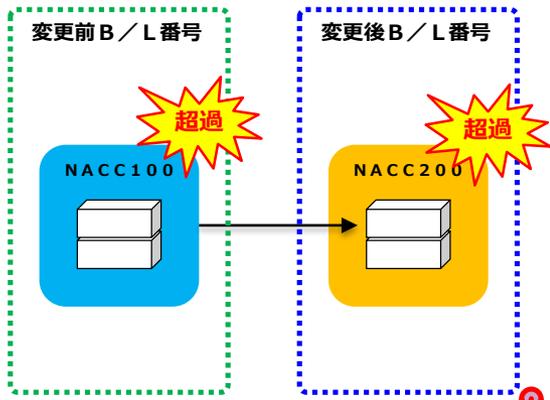
～セパレート～



～コンバイン～



～スイッチ～



【留意事項】
 B/L業務を実施したからといって、変更後 B/L に対する報告期限超過の旨は必ずしも解消されるわけではなく、あくまで、変更前 B/L に対する報告期限超過の判定結果を引継ぐ。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (32)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容 (3)

	チェック	補足
1	変更前 B/L は出港前報告済の B/L としてシステムに存在すること。	B/L 業務は「出港前報告された B/L」と「出港前報告または入港前報告 B/L」との関連性を登録する業務であることから、変更前 B/L に対する出港前報告情報は必ず存在している必要がある。
2	変更後 B/L は出港前報告済の B/L または積荷目録登録済の B/L としてシステムに存在すること。	B/L 業務は、「出港前報告された B/L」と「出港前報告または入港前報告 B/L」との関連性を登録する業務であることから、変更後 B/L に対する情報についても必ず存在している必要がある。
3	変更前 B/L の貨物識別 (M : マスター、H : ハウス、O : マスター、ハウス以外) と変更後 B/L の貨物識別が同一であること。	B/L のセパレート、コンバイン、スイッチの結果を登録する業務であるため、貨物識別が異なる B/L 間で関連付けが行われることは想定されない。
4	入力者が船会社の場合は、変更前後の B/L に登録されている船会社コードと入力者の船会社コードが同一であること。	—
5	入力者が船舶代理店の場合は、変更後 B/L に登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、セパレートの場合で変更後 B/L に登録されている船卸港がそれぞれ異なる場合は、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係がシステムに登録されていること。	B/L 業務は、通常変更後 B/L の積荷報告者において実施される想定であるため、変更後 B/L に登録されている船卸港において受委託関係のチェックを行う。ただし、セパレートの場合で、変更後 B/L の船卸港が複数港となる場合は、港毎に委託先の船舶代理店が異なることが想定されるため、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係があることをチェックする。
6	入力者が NVOCC の場合は、変更前後の B/L の出港前報告者と同一であるか、通知先利用者と同一であること。	CHR 業務における訂正権限と同じ。
7	変更前 B/L に対して事前通知の旨が登録されていないこと (マスターの場合は、関連するハウスに対して事前通知が登録されている場合を含む)。	変更前 B/L として登録した B/L は、以降の業務実施を不可とする (照会業務は実施可能)。したがって、報告不備等により事前通知の旨が登録された B/L を変更前 B/L として登録する場合は、通知された指示内容に従い訂正等を実施し、当該事前通知の解除を受けたいうで B/L 業務を行う必要がある。
8	変更前後の B/L 間において、船舶情報 (船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港) が同一であること。	B/L 番号の変更前後で船舶情報が異なる場合 (トランシップまたは船舶情報の誤登録を伴う場合) は、変更後の船舶情報の報告期限内に当該積荷にかかる出港前報告を行う必要がある。したがって、船舶情報が異なる B/L 間の関連付けについては、本業務の対象としない。
9	変更前 B/L に対して積荷目録情報登録が行われていないこと。 (変更前 B/L は出港前報告のみ行われていること)	MFR 業務後に B/L 番号の変更が発生した際には、現行と同様に CMF01 または CMF02 業務により当該 B/L を削除したうえで、変更後の B/L 番号に対して MFR 又は CMF02 業務を行う。 ※ B/L 業務は出港前報告された変更前の B/L 番号との関連付けを行う業務であり、入港前報告された変更前の B/L 番号との関連付けを行う機能はない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (33)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容 (4)

項番	チェック	補足
10	変更後B/Lに対して以下のいずれかの条件を満たすこと。 ① 全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われている。 (変更後B/Lに対する積荷目録情報登録が行われているか否かは問わない) ② 全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われていない。 (全ての変更後B/Lに出港前報告が行われておらず積荷目録情報のみ登録されていること)	※ B/L業務の実施に際し出港前報告情報における関連付けを基本とするが、例外として全ての変更後B/Lが積荷目録情報のみ登録されている場合は、B/L業務による関連付けを可能とする。

B/L業務可能

B/L業務不可能 (エラー)

【条件①】 全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われている。
 ・ 出港前報告同士のB/L業務可能 (出港前報告の訂正とみなす。)

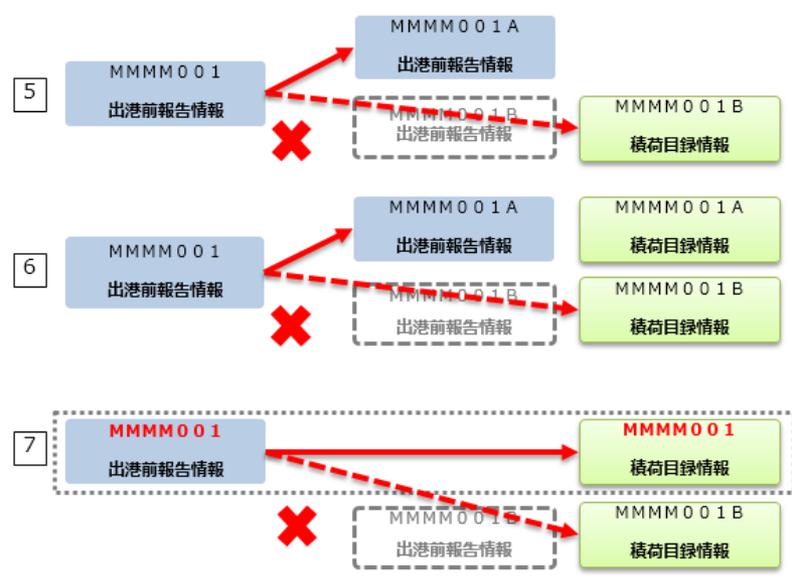


【条件②】 全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われていない。
 ・ 変更後B/Lが全て積荷目録情報である場合はB/L業務可能
 (変更前B/Lがこれら変更後B/Lの出港前報告とみなす。)



※ B/L業務後にMMMM001A、MMMM001Bの出港前報告不可

・ 出港前報告と積荷目録情報が混在するようなB/L業務不可
 (出港前報告情報内にて関連付けが完結していないため)



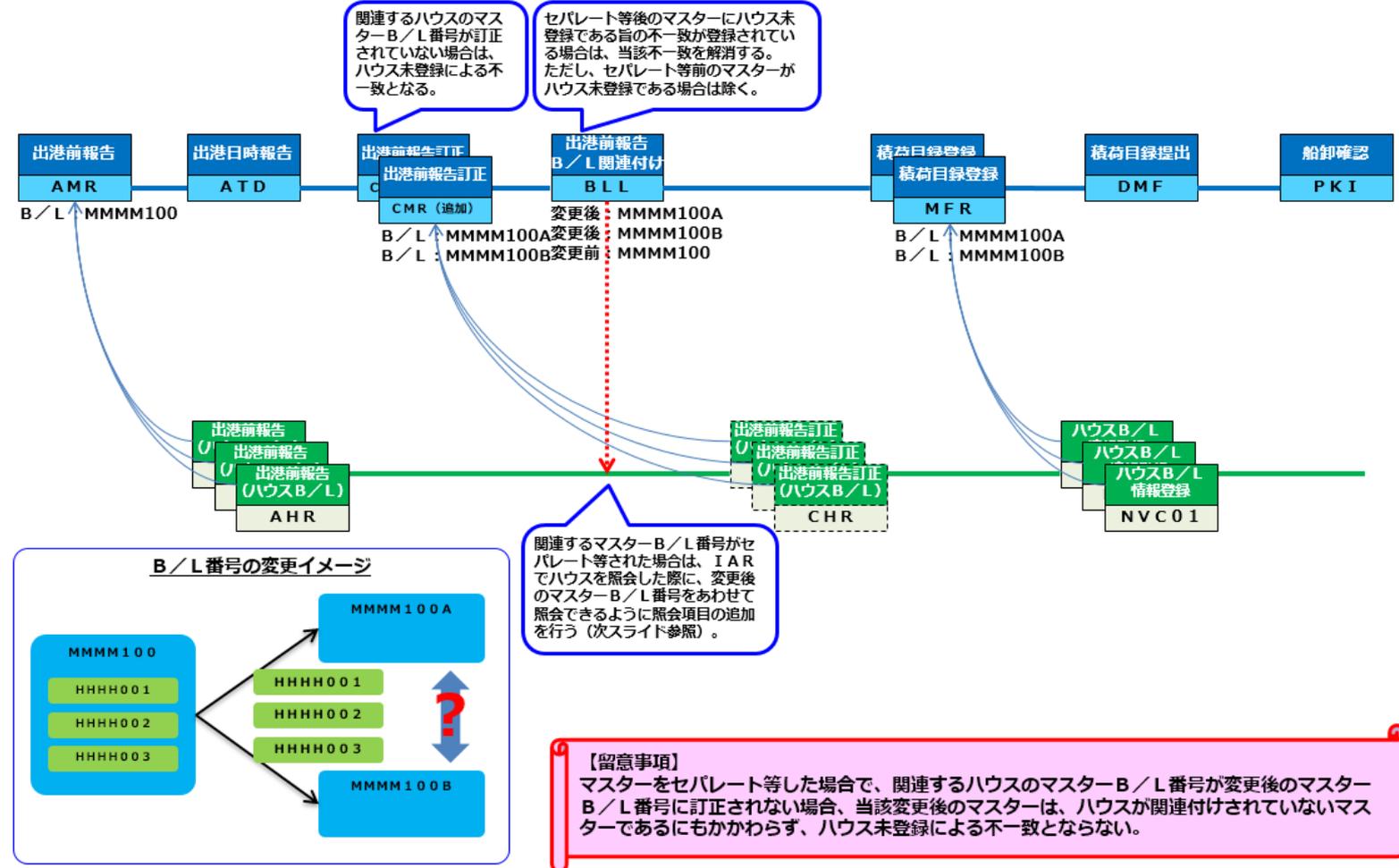
※ MMMM001Bの出港前報告の追加及びMMMM001の出港前報告の訂正後にB/L業務を実施する必要がある。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (34)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容 (5)



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（35）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（1）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
連航船社航海番号	入力項目（任意）を追加する。	AMR、CMR、MFR、 CMF01、CMF02、 CMF03	将来的に航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることを念頭に追加を行い、管理が煩雑である船卸港枝番の入力の見直しを検討するため。
★B/L番号 ★ハウスB/L番号 ★マスターB/L番号	35桁（フル桁）の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、CMF02、 NVC01	6次NACCS要件（B/L番号の35桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
★荷送人コード ★荷受人コード ★着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、INV	6次NACCS要件（法人番号の入力可能化）。
★荷送人名 ★荷受人名 ★着荷通知先名	①桁数を175桁から70桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、INV	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
★荷送人住所（連続入力） ★荷受人住所（連続入力） ★着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を105桁から175桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。 桁数を105桁から175桁に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、INV	①住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。 ②官要件のため。 住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	官要件のため。
★危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、INV	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。
★品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、INV	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。

【★】の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI等）、照会業務（ICG等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (36)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点 (2)

項目	変更内容	対象業務	変更理由
★代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、 INV	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
★コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02	6次NACCS要件(1B/Lあたりのコンテナ本数拡大)。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Y: トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード(数字1桁) 削除理由(英字210桁)	入力項目を追加する。 ※AMR、AHR、MFRについては、電文フォーマットを統一するために、予備項目として追加する(詳細は、スライド21参照)	AMR、CMR、AHR、 CHR、 MFR、CMF01、 CMF02	官要件のため。
訂正理由コード(数字1桁) 訂正理由(英字210桁)	入力項目を追加する。 ※MFR、CMF01については、電文フォーマットを統一するために、予備項目として追加する(詳細は、スライド21参照)	MFR、CMF01、 CMF02	CMF02における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社 コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

【★】の項目については、同一項目を有する後続業務(SAI等)、照会業務(ICG等)、出力帳票についても同じ変更を行う。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (37)
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑭ 出港前報告関連業務の項目変更等に伴う後続業務の変更点 (3)

以下①、②の出港前報告関連業務における項目変更に伴い、関連する後続業務においても見直しを実施する。

① MFR業務等 (MFR、CMF01、CMF02) およびNVC01の品名等の入力桁数を出港前報告関連業務の入力桁数に合わせる。

*現行業務名称は「混載貨物情報照会」

	輸入貨物 情報訂正 SAI	貨物情報照会 ICG								ハウスB /L貨物 情報照会 INV*	
		SMR 概要情報	TTL 全体情報	SHP 荷送受人 情報	BND 入出庫 管理情報	TRN 搬出入 情報	DIT 輸出入申告 関連情報	OLT 保税運送 関連情報	FTM フリー タイム情報		
品名を70桁から350桁に変更	●	●	●			●				●	●
代表品目番号を4桁から6桁に変更	●		●								●
荷送人名/荷受人名/着荷通知先名を 175桁から70桁に変更	●		※	※	※		※	※			●
荷送人住所/荷受人住所/着荷通知先住所を 105桁から175桁に変更	●			●	●		●	●			●

※荷送人名/荷受人名/着荷通知先名については、登録業務において175桁から70桁に変更を行うが、システム外搬入等の影響を考慮し、ICG業務では175桁のままとする。

② AMR業務等 (AMR、CMR) 及びMFR業務等 (MFR、CMF01、CMF02、CMF03) に「運航船会社航海番号」を任意項目として追加する。

- ・「貨物情報照会 (ICG)」業務 (指定情報: TTL)
- ・「出港前報告照会 (IAR)」業務

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（38）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更要望に係る対応

項番	業務	検討事項及び要望	サブWG検討結果	検討要否
1	I M L	B/Lの件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。このためAMRの報告漏れが発生した。 I M I業務のようにB/L件数が一目でわかるようにしてほしい。 (追記：AMR業務で登録されたマスター・オーシャンB/Lのみ出力させてほしい)	新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）」にB/L総件数を出力する。	○
2	A H R	ハウスB/Lを報告してもマスターB/Lとのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気付くため報告遅延になってしまう。 マスターB/Lとのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウスB/L報告完了「E」を条件にマスターの報告状況を関連するハウスの報告者に通知することとする。	○
3	A H R	AHR「E」入力による「ハウスB/L報告完了通知」は、船会社のAMR後でなければ通知されない。 AHRの「E」入力がAMR前であってもAMR実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	AHR「E」入力がAMR前であってもAMR実施者に「ハウスB/L報告完了通知」を出力することとする。	○
4	V C A	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国Feeder船会社積トランシップ貨物のMFR/DMF登録を書く地方港に委託する案件増加のため、VCAの制限値が港別100件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150港（現在コード集に掲載されている港（開港）の数が136港）登録可能としてほしい。	200港まで可能とする。	○
5	D M F	DMFは船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対処しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を一意制約項目とすることについては、「運航船会社航海番号」を必須項目として、船卸港枝番による業務運用の複雑化を解消することを目的し提案したが、運用に影響を与える可能性があり、自社システムへの影響が多大となる等の問題により、現行仕様の継続が望ましいものと考えられることから、「運航船会社航海番号」の必須項目化については見送ることとする。 ただし、MFR業務、AMR業務等に関しては、出港前報告制度に係る仕様変更に伴い入出力項目の追加変更等が行われることから、将来的な活用も見据えて「運航船会社航海番号」については任意項目として追加することとする。	△

IX 詳細仕様検討結果

貨物 海上 第13回 WG 基本 IV-6-8 B/L 番号入力仕様の見直し (1) : 35桁化

・ B/L 番号の入力について、NACCS用船会社コード (4桁) + 3 1桁の計 3 5桁までの入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

B/L 番号の35桁入力が可能となる業務は、下表のとおり。

項番	業務コード	業務名称	項番	業務コード	業務名称
1	CHJ	貨物情報仕分け	13	SCR	簡易貨物情報登録
2	CHU	貨物取扱登録 (仕合せ)	14	SOT	保税運送申告 (承認) 変更
3	SHS	貨物取扱登録 (改装・仕分け)	15	AHR	出港前報告 (ハウスB/L)
4	CPC	不開港出入許可申請	16	AMR	出港前報告
5	BIX	システム外搬入確認取消	17	CHR	出港前報告訂正 (ハウスB/L)
6	BIB	システム外搬入確認 (輸入貨物)	18	CMR	出港前報告訂正
7	CYB	システム外CY搬入確認 (コンテナ単位)	19	CMF01	積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務前)
8	CYD	システム外CY搬入確認 (B/L単位)	20	CMF02	積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務後)
9	CYD01	システム外CY搬入確認 (B/L単位) (事前登録)	21	MFR	積荷目録情報登録
10	NVC01	ハウスB/L貨物情報登録 (登録、訂正、削除)	22	IDA	輸入申告事項登録
11	NVC02	ハウスB/L貨物情報登録 (関連付け)	23	IDA01	輸入申告変更事項登録
12	OLC	保税運送申告	24	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

IX 詳細仕様検討結果

共通

海上

第13回
WG

基本
IV-6-8

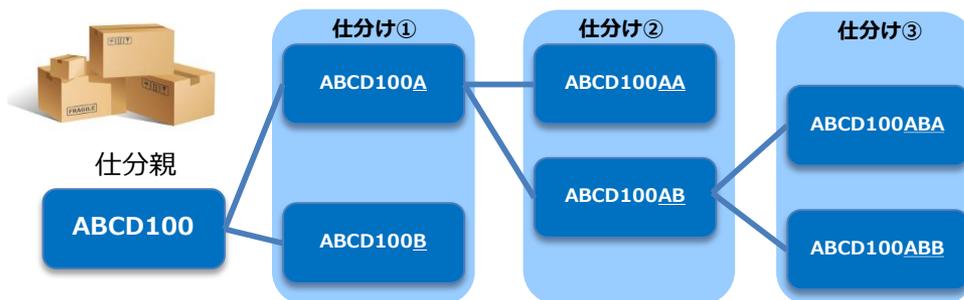
B / L 番号入力仕様の見直し (2) : 仕分け (仕合せ) ・ 内取り

- ・ 仕分け (仕合せ) 業務を実施した際の取扱枝番について、仕分 (仕合) 親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。
- ・ 「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (S H S) 」業務に新たに区分を設け、内取りを可能とする。

詳細仕様検討結果

- ・ 「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (S H S) 」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け (C H J) 」業務は「仕分前 B / L 番号」を仕分親番号とし、**直前**の仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。

例：仕分けのフロー



枝番の付与は A → V、その後 AA → V V の順

※ 枝番に I ・ O (オー) ・ W ・ X ・ Y ・ Z は使用しない。

- ・ 「貨物取扱登録 (仕合せ) (C H U) 」業務についても、**直前**の先頭に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。

内取仕様

- ・ 次期仕様においては、「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (S H S) 」業務で内取りの実施を可能とする。
- ・ S H S 業務、仕分数の項目に新たに「**内取り : 0 (ゼロ)**」の区分を設ける。

- ・ 繰返し部に「内取元」と「内取りをする分」の2つの情報を入力する。
- ・ 内取元については B / L 番号を変更せず、内取りの度に**内取りをする分の貨物について、枝番を付与して貨物情報を作成する。**

貨物取扱登録 (改装・仕分け) (S H S) 業務画面

共通部	繰返部
許可申請番号	<input type="text"/>
仕分数*	<input type="checkbox"/> (改装 : 1 仕分け : 2 ~ 2 0)
取扱場所	<input type="text"/>
取扱開始日時*	<input type="text"/>
取扱終了日時*	<input type="text"/>
仕分前貨物管理番号*	<input type="text"/>
記事	<input type="text"/>

IX 詳細仕様検討結果

貨物

海上

第11回
WG

基本
Ⅲ-3

システム制限値の見直し（4）：1 B / Lあたりのコンテナ件数の拡大

- 海上輸出入業務における1 B / Lあたりのコンテナ件数の制限値について、100件から200件に変更する。

詳細仕様検討結果

海上輸出入業務における1 B / Lで指定可能なコンテナ件数を最大100件から200件に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

オンライン業務の変更点

1. 入力画面において、1 B / Lに紐づくコンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。（変更対象はWG資料を参照）
2. 出力情報において、1 B / Lに紐づくコンテナ情報を出力している情報について、コンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。（変更対象はWG資料を参照）
3. 1 B / Lに対して100コンテナの制限値チェックを行っている業務について、制限値を200コンテナに変更する。（変更対象はWG資料を参照）

バッチ業務の変更点

「港湾統計用輸入貨物データ（K04）」、「港湾統計用輸出貨物データ（K05）」及び「港湾統計用仮陸揚貨物データ（K06）」において、コンテナ番号、空／実入識別、コンテナサイズ 及び コンテナタイプの繰返し数を100から200に変更する。

IX 詳細仕様検討結果

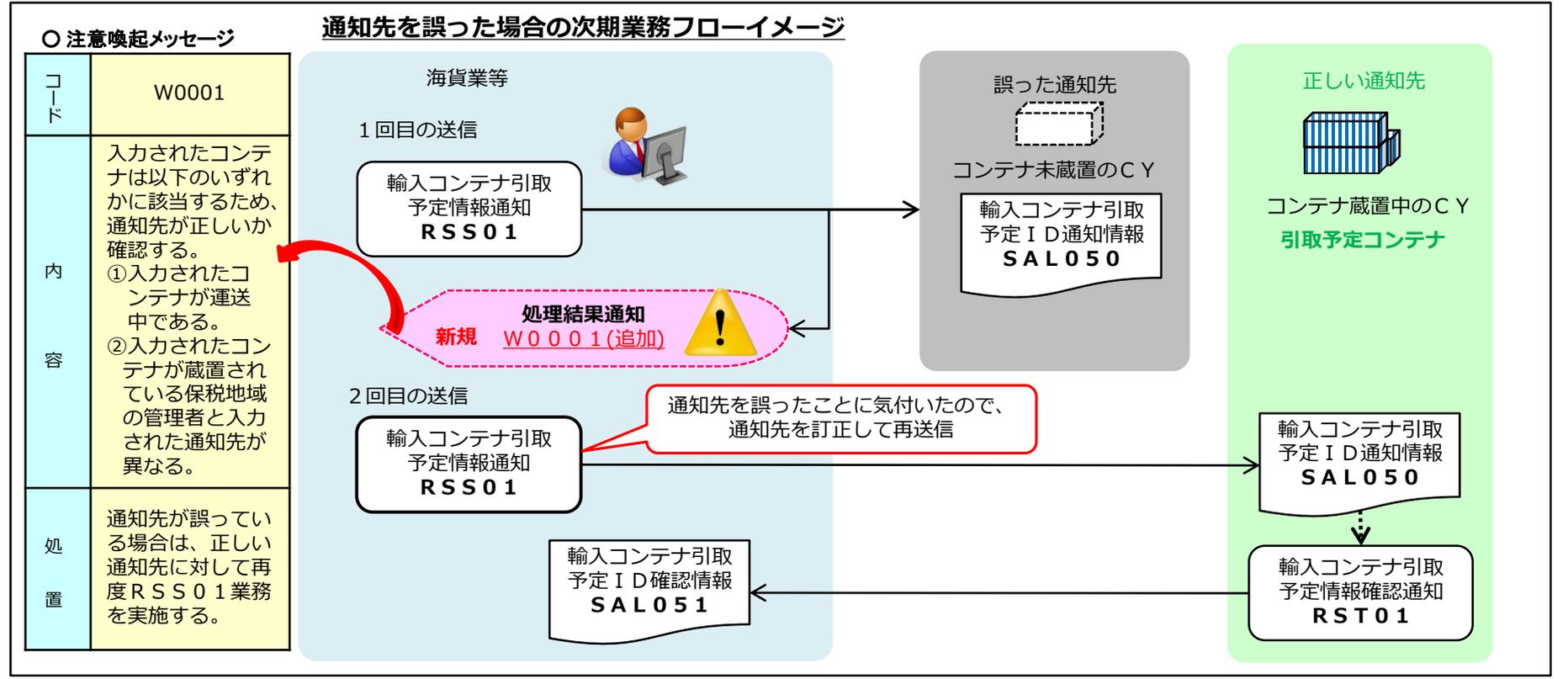
貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務における通知先誤入力への対応
----	----	---------	-----------	---

- 通知先を誤入力して送信した際、誤りに気づくのが遅れ引取に支障が出る場合があるため、B/L番号、コンテナ番号等の情報からCYコードと相違がある場合に、注意喚起メッセージ等を出力する。

詳細仕様検討結果

「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務において、通知先に入力された業種がCYの場合で、以下の条件のいずれかに該当する場合に、注意喚起メッセージを出力するように処理を追加する。

1. 運送中のコンテナが入力された場合
2. 蔵置中のコンテナが入力された場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合



IX 詳細仕様検討結果

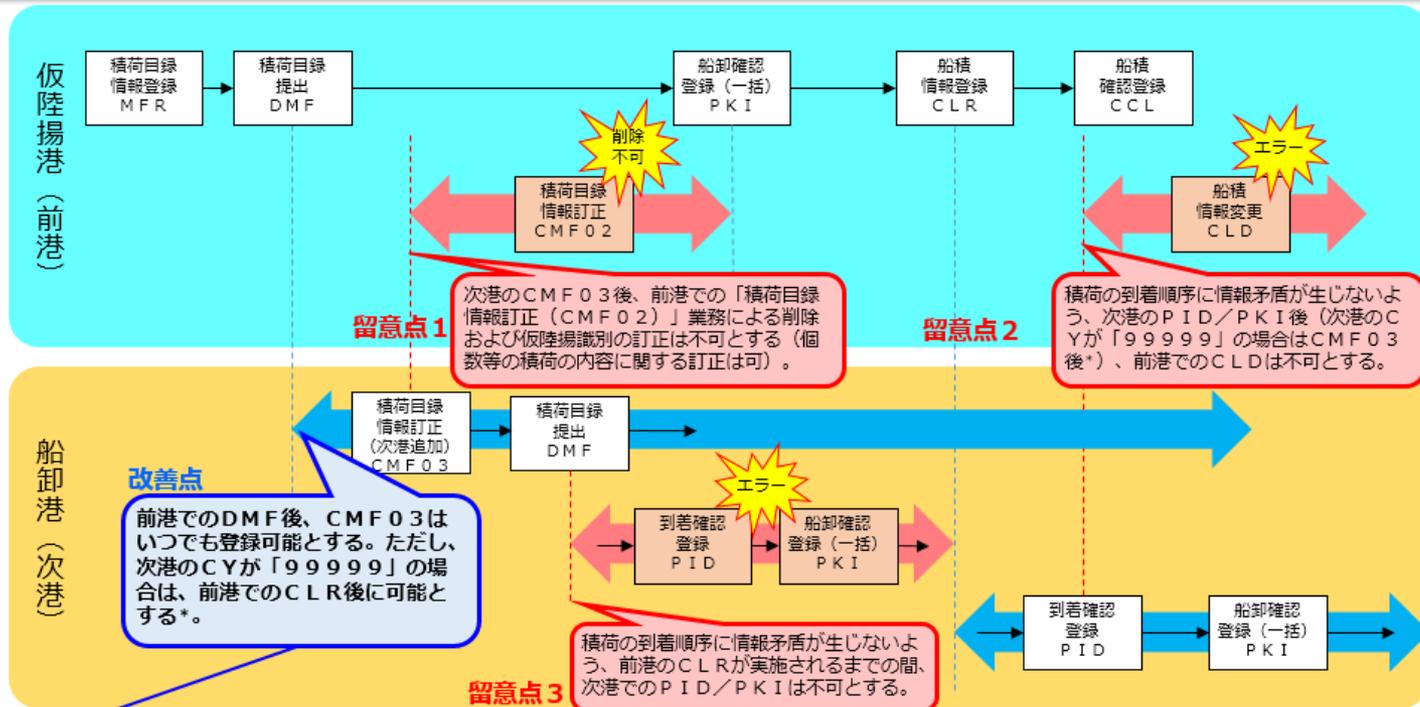
貨物	海上	第17回 WG追記	基本 IV-6-9	海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し
----	----	-----------	-----------	------------------

- ・「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直し、前港でのDMF以降は次港におけるCMF03業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

<現行> 「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の実施可能なタイミングは、前港における船卸確認業務や、次港における積荷目録提出業務の実施の有無に影響されるため、実態に即した運用に支障をきたしている。

<次期> 海上仮陸揚貨物について、前港でのDMF後であればCMF03はいつでも登録可能とする。ただし、次港のCYが「99999」の場合は、前港でのCLR後に可能とする*。



(*) コンテナオペレーション会社に「99999」が登録された積荷は、PKI/PKKによる船卸確認が実施されないため、DMF実施時点でシステム不参加のCY等に載置された状態であるとシステム上はみなす。その為、積荷の到着順序に情報矛盾が生じないよう、当該積荷については、次港でのCMF03実施時点で前港でのCLRが確実に実施されている必要がある。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-9	空コンテナの仮陸揚対応
----	----	---------	-----------	-------------

- 「MFR（積荷目録情報登録）」業務等*において空コンテナの仮陸揚届情報の登録を行うことにより、システムによる仮陸揚届の提出を可能とする。

詳細仕様検討結果

次期：①空コンテナと仮陸揚識別「28：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。

MFR 積荷目録情報登録

ファイル(E) 表示(V)

共通部 繰返部

処理区分

船舶* NACMARU 航海番号 001 船会社* NACC 船卸港* JPTYO -

入港予定日 2017/10/01 C Y * 1AAAA

B/L番号

船積港 UNSHA

最終仕向地

荷渡地

荷送人

名称

住所

住所 St.1

St.2

City

Country-sub

MFR 積荷目録情報登録

ファイル(E) 表示(V)

共通部 繰返部

1 /10

1 コンテナ番号 NACC0000001

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

2 コンテナ番号 NACC0000002

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

3 コンテナ番号 NACC0000003

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

品名

品目番号

記号番号

個数

総重量

ネット重量

容積

原産地

危険貨物

海上運賃

価格

包括保稅運送承認番号

仮陸揚識別 28 仮陸揚事由 TRS 仮陸揚期間 5

運送予定期間 日から まで

運送具

到着地

他法令

記事

仮陸揚貨物の搬入時保稅運送自動起動の旨の入力は**不可**

② MFR等により仮陸揚空コンテナが登録された場合に、当該コンテナ番号および仮陸揚届受理番号を記した仮陸揚届出情報をDMFを契機に出力する。
⇒ 出力先：船会社、CY、税関（監視）

* 「積荷目録情報登録（MFR）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（CMF01）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMF02）」業務
「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務

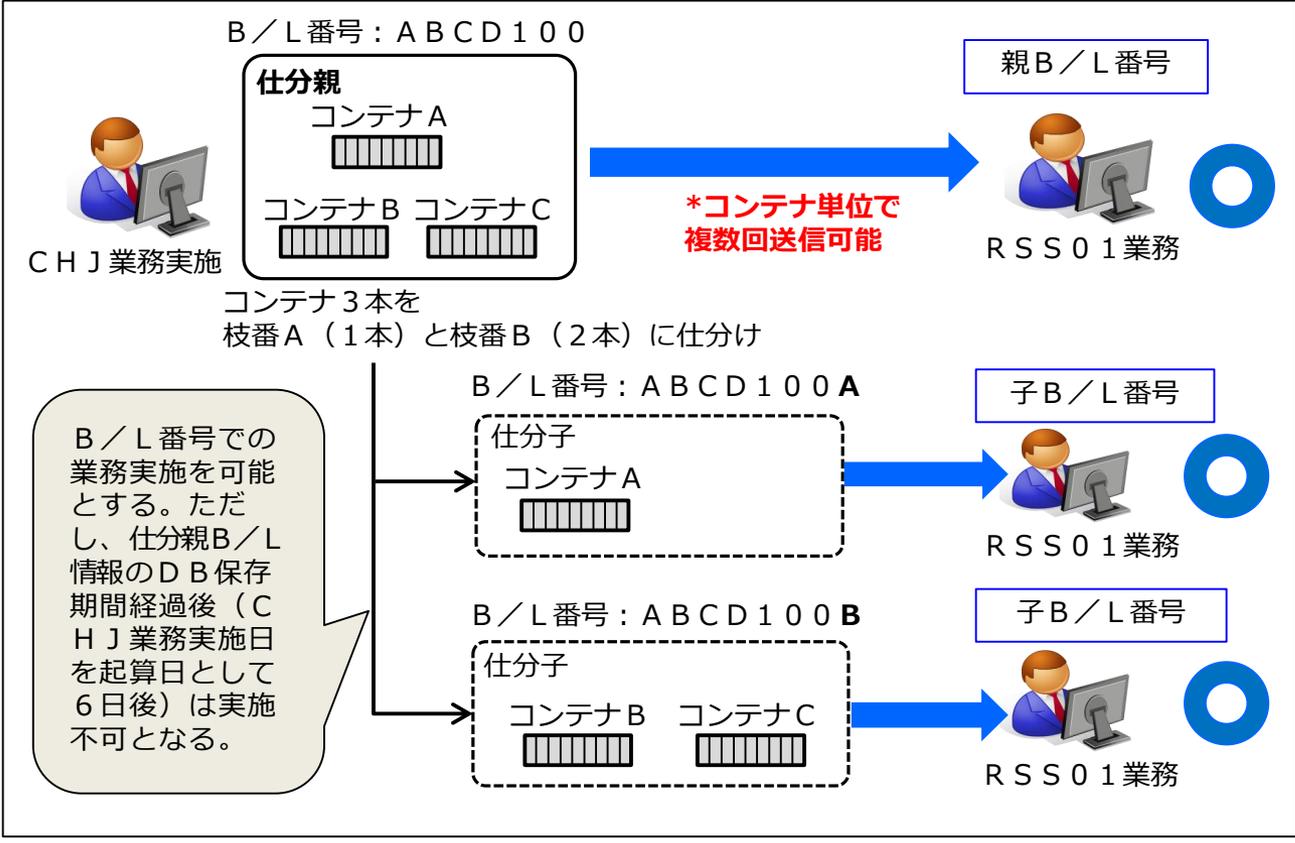
IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第10回 WG	基本 IV-6-他	B/L 番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化
----	----	---------	-----------	---------------------------

- 「貨物情報仕分け (CHJ)」業務実施後、B/L 番号体系変更の場合でも、当初のB/L 番号における「輸入コンテナ引取予定情報通知業務 (RSS01)」業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

CHJ 業務により登録された情報：仕分け親B/L 番号と子B/L 番号でRSS01業務及びRSS11業務を実施可能とする。



関連業務における変更点

業務コード	変更点
RSS01 輸入コンテナ引取予定情報通知 (ID通知)	情報仕分け親B/L 番号が入力された場合でも業務実施可能となるようにチェック処理を変更する。
RSS11 (RSS12) 輸入コンテナ引取予定情報通知 (ID通知)呼出し等	
RST01 輸入コンテナ引取予定確認情報通知 (ID確認)	貨物情報DBチェックにおいて、RSS01業務で登録されたB/L 番号が情報仕分け親の場合、貨物情報DBが存在しない場合でも業務実施可能となるようにチェック処理を変更する。
RST11 輸入コンテナ引取予定確認情報通知 (ID確認)呼出し	

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し（1）
----	----	---------	-----------	--------------

- ・ ACL業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容																								
1	ACL業務の統廃合及び名称変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ACL01及びACL02は廃止し、現行ACL03を新ACL01、現行ACL04を新ACL02とする。 ・ 現行ACL「船積確認事項登録」の業務名を「ACL情報登録」に変更し、ACL02業務の業務名に「自動車船用」を追加する。（注：ACL = Acknowledgement of Cargo Loading） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行業務名</th> <th>第6次NACCS業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ACL01</td> <td>船積確認事項登録（コンテナ船用）</td> <td>ACL情報登録（コンテナ船用）</td> </tr> <tr> <td>ACL02</td> <td>船積確認事項登録（在来船用）</td> <td>ACL情報登録（在来船・自動車船用）</td> </tr> <tr> <td>ACL11</td> <td>船積確認事項登録呼出し</td> <td>ACL情報呼出し</td> </tr> <tr> <td>ACL12</td> <td>船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し</td> <td>ACL情報登録（ハウス単位）呼出し</td> </tr> <tr> <td>I A L</td> <td>船積情報照会</td> <td>ACL情報照会</td> </tr> <tr> <td>I A C</td> <td>船積情報登録状況照会</td> <td>ACL情報登録状況照会</td> </tr> </tbody> </table>		現行業務名	第6次NACCS業務名	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL情報登録（コンテナ船用）	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL情報登録（在来船・自動車船用）	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL情報呼出し	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し	I A L	船積情報照会	ACL情報照会	I A C	船積情報登録状況照会	ACL情報登録状況照会			
	現行業務名	第6次NACCS業務名																								
ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL情報登録（コンテナ船用）																								
ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL情報登録（在来船・自動車船用）																								
ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL情報呼出し																								
ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し																								
I A L	船積情報照会	ACL情報照会																								
I A C	船積情報登録状況照会	ACL情報登録状況照会																								
2	決済関連業務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行決済業務については、即時性が無いことが利用が進まない大きな課題となっており、現時点でこの解消手段はなく利用拡大は見込めないことから、次期においては、以下の決済業務を廃止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W B I</td> <td>SWB確定通知</td> <td>P A S</td> <td>支払選択登録</td> <td>I W B</td> <td>SWB情報照会</td> </tr> <tr> <td>W B I 1 1</td> <td>SWB確定通知呼出し</td> <td>P A S 1 1</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>I I S</td> <td>SWB請求情報一覧照会</td> </tr> <tr> <td>W B S</td> <td>SWB情報通知</td> <td>I I S</td> <td>SWB請求情報一覧照会</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決済関連業務の廃止に伴い、ACL業務の関連項目の「電子決済希望識別」欄、「請求先」欄及び「請求先名」欄を削除する。 ・ Sea Waybill発行機能についても、決済機能の利用を前提としていることから上記廃止に伴い関連項目の「出力先」欄、「出力先名」欄を削除する。 	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	W B I	SWB確定通知	P A S	支払選択登録	I W B	SWB情報照会	W B I 1 1	SWB確定通知呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I I S	SWB請求情報一覧照会	W B S	SWB情報通知	I I S	SWB請求情報一覧照会		
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
W B I	SWB確定通知	P A S	支払選択登録	I W B	SWB情報照会																					
W B I 1 1	SWB確定通知呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I I S	SWB請求情報一覧照会																					
W B S	SWB情報通知	I I S	SWB請求情報一覧照会																							

IX 詳細仕様検討結果

貨物 海上 第11回 WG 基本 IV-6-他 A C L 業務の見直し（2）

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
3	プログラム変更要望	・ A C L 業務に対するプログラム変更要望のうち、要望が多かった項目について見直しを実施する。詳細は、次表のとおり。

業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様
1	A C L 共通部のグロス重量／容積と繰返部（C L P）の各コンテナの重量／容積のチェック機能を追加してほしい。	共通部の合計グロス重量／容積と、繰返部（C L P）の各コンテナの重量／容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。
2	現行では、船会社／N V O C C 欄のほかに3欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてC Y ・ C S F 欄を独立した入力項目としてほしい。	通知先を船会社／N V O C C 欄、C Y ／C F S 欄及びその他の通知先3欄の5欄の構成とする。
3	A C L 業務を実施した者が分かるようにしてほしい。	「担当者名」「担当者電話番号」の入力欄を追加し、A C L 業務を実施した会社名を新たに出力する。
4	記号番号欄のレイアウト（現行35桁×4行（繰返90））を変更してほしい。	記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。
5	船会社が発行するM a s t e r B / L N o. を記載出来る欄を増やしてほしい。	M a s t e r B / L N o. 欄の入力欄を追加する。
6	着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。
7	シール番号欄を4欄にしてほしい。	シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。
8	内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し(3)
----	----	------------	--------------	--------------

詳細仕様検討結果

	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様
9	ACL	記号番号欄及び品名欄に「SEE ATTACHED SHEET」と入力された場合、エラーまたは注意喚起メッセージ出してほしい。	エラーまたは注意喚起メッセージによる対応はせず、記号番号欄、品名欄に2欄以上入力があった場合の出力メッセージを「SEE ANOTHER ACL DATA」に変更する。
10		送信後の印刷でも、通知先を表示してほしい。	出力帳票に通知先を追加する。
11		「記事」欄の桁数を増やしてほしい。	「記事」欄の桁数を280桁から350桁に拡大する。
12		ACL02業務の「車台番号」、「エンジン番号」の欄数を増やしてほしい。	ACL02業務の「車台番号」、「エンジン番号」の欄数を150欄から400欄に変更する。
13	I A L	「船積情報照会(I A L)」業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を5件出力する。
14		I A L業務による照会結果に、通知先コード1、2が表示されないで、出力してほしい。また、ACL仮登録でも照会が可能となるようにし、仮登録状態か本登録状態か、取り消し状態かを区別できるようにしてほしい。	出力情報に通知先と登録の区分を追加する。 また、ACL仮登録状態でも仮登録者からの照会を可能とする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-他	C Y 搬出入業務の改善 (1)
----	----	-----------------	--------------	------------------

- C Y 搬出入業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容																								
1	業務フローの確認及び利用実態	<p>・ 現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認され、以下について改めて合意した。</p> <p>① 第6次NACCSにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。 なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、C YのTOS (注) 改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。</p> <p>② 荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化し、「BKR (ブッキング情報登録)」業務での利用を可能とする。 (注) TOS : Terminal Operation System</p>																								
2	デマレージ等の決済業務	<p>・ 現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、現時点では現行以上の決済機能を提供することは難しい状況にあることから、現行のままでは利用拡大は見込めない。 このため、次期においては次のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="502 756 1835 956"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ACT</td> <td>請求情報登録</td> <td>PAS</td> <td>支払選択登録</td> <td>IAI</td> <td>請求情報一覧照会</td> </tr> <tr> <td>ACT11</td> <td>請求情報登録呼出し</td> <td>PAS11</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>IAT</td> <td>請求情報照会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>IPS</td> <td>電子決済情報照会</td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	ACT	請求情報登録	PAS	支払選択登録	IAI	請求情報一覧照会	ACT11	請求情報登録呼出し	PAS11	支払選択登録呼出し	IAT	請求情報照会					IPS	電子決済情報照会
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
ACT	請求情報登録	PAS	支払選択登録	IAI	請求情報一覧照会																					
ACT11	請求情報登録呼出し	PAS11	支払選択登録呼出し	IAT	請求情報照会																					
				IPS	電子決済情報照会																					
3	WebNACCS対象業務	<p>・ C Y搬出入業務では、以下の業務をWebNACCSにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、各業務の利用実態等を踏まえて、次期においてはWebNACCSでの提供を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="328 1071 1854 1270"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PUL</td> <td>空コンテナピックアップ一覧作成</td> <td>PAS</td> <td>支払選択登録</td> <td>IAT</td> <td>請求情報照会</td> </tr> <tr> <td>PCD</td> <td>空コンテナ引渡情報登録</td> <td>PAS11</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>IPS</td> <td>電子決済情報照会</td> </tr> <tr> <td>IPU</td> <td>ピックアップオーダー照会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	PUL	空コンテナピックアップ一覧作成	PAS	支払選択登録	IAT	請求情報照会	PCD	空コンテナ引渡情報登録	PAS11	支払選択登録呼出し	IPS	電子決済情報照会	IPU	ピックアップオーダー照会				
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
PUL	空コンテナピックアップ一覧作成	PAS	支払選択登録	IAT	請求情報照会																					
PCD	空コンテナ引渡情報登録	PAS11	支払選択登録呼出し	IPS	電子決済情報照会																					
IPU	ピックアップオーダー照会																									

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	CY搬出入業務の改善（2）
----	----	--------------	----	--------------	---------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について（1）

業務名	概要
空コンテナピックアップ登録（PUR） 空コンテナピックアップ変更（PUH）	<p>1. 入力項目の追加： ① 「湿度（数字2桁）」 ② 「通知先（英数字5桁）」※</p> <p>※ 通知先コード欄に入力がある場合は、空コンテナピックアップオーダー申込先、又は、ピックアップ先利用者に出力される出力情報を、通知先コード欄の利用者に対して送信する機能を追加する（次項目において同じ）。</p> <p>2. チェック機能の見直し： 現在、PUR業務で入力した内容とブッキング情報の内容に差異がある場合は、注意喚起メッセージ及びブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報を出力しているが、当該差異チェックの対象項目のうち、以下の11項目はチェック対象外に変更する。</p> <p>① 冷凍コンテナプレクーリング要表示 ② 設定温度（上限） ③ 設定温度 ④ 設定温度（下限） ⑤ 温度単位コード ⑥ 通風孔 ⑦ 海洋汚染物質有表示 ⑧ 少量/微量危険物有表示 ⑨ IMO CLASS ⑩ UN No. ⑪ PKG GROUP</p> <p>※ ブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報（SAT084）の出力項目より対象外となった上記項目を削除。</p>
空コンテナピックアップ回答（PUA）	<p>1. 入力項目の見直し</p> <p>(1) 項目追加： ①「湿度（数字2桁）」 ②「搬入予定先CY名（日本語30桁）」 (2) 桁数変更： 「記事（申込者返信用/ピックアップ先連絡用）」⇒ 日本語140桁から同400桁に変更 (3) 項目削除： 「空コンテナピックアップオーダー情報訂正識別」欄を削除 ⇒ 同欄削除に伴い、PUA業務で入力された内容で空コンテナピックアップオーダー情報を上書き訂正する。</p> <p>2. 送信電文形式の変更</p> <p>PUA業務の回答結果をPUR実施者に出力する以下の電文について、EXC型からEXZ型に変更する。</p> <p>①空コンテナ搬出確認情報（SAT089） ②空コンテナ搬出確認訂正情報（SAT090） ③空コンテナ搬出確認訂正（詳細）情報（SAT091） ④空コンテナピックアップ回答情報（SAT095） ⑤空コンテナピックアップオーダー・回答取消情報（SAT133）</p>

IX 詳細仕様検討結果

貨物 海上 第11回 WG 基本 IV-6-他 CY搬出入業務の改善（3）

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について（2）

業務名	概要
空コンテナ引渡情報登録（PCD）	<p>1. <u>入力項目の追加</u>：① 「シールNo」（6回繰返し） ⇒ 同欄の追加に伴い、機器受渡証（EIR）情報（SAT099）のフォームも併せて変更する。</p> <p>2. <u>引渡日時の未来日入力可能化</u>：PCD業務における入力項目である「引渡年月日」欄について、現行では、未来日の入力は不可としているが、次期においては、未来日についても入力を可能とするように変更する。 (事前に機器受渡証（EIR：Equipment Interchange Receipt）を発行することが可能となる。)</p>
CY搬入票情報登録（CYH）	<p>CYH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、入力された「コンテナ自重と貨物重量の合計値」は、総重量の単位に変換のうえチェックを行う。ただし、「コンテナ自重」と「貨物重量」のいずれかの項目に入力がない場合は、一致チェックの対象外とする。</p>
バンニング・CY搬入票情報登録（VAH）	<p>VAH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重および欄部のコンテナ重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、「コンテナ自重および欄部のコンテナ自重の合計値」は、コンテナ自重および欄部のコンテナ重量を入力された総重量の単位に変換し総重量を算出のうえ、チェックする。</p>
ブッキング情報登録（BKR）	<p>入力された「積出港CYの利用者」及び「荷受地CYの利用者」へ送信されるブッキング情報登録通知情報について、CY側で受信要否の設定を可能とする機能を追加する。 船腹予約業務のシステム化に際し、にBRR業務で払い出される「ブッキング申込番号」を追加する。</p>
ブッキング情報変更登録（BKC）	<p>BRR業務で払い出される「ブッキング申込番号」および船腹予約NG回答処理の追加に伴い、「記事（ブッキングNG用）」欄（210行）を追加する。 また、現在BKC業務によってコンテナサイズ、コンテナタイプのブッキング情報訂正を行うと、空コンテナピックアップDBが無効となるが、PUR業務実施者およびピックアップオーダー申込先（CY）に「ブッキング情報取消通知情報」等の通知がないため、PUR/PUA業務が無効となった旨を新規帳票等でピックアップオーダー関係者に通知する。 (詳細は次頁のとおり)</p>

注：「ブッキング一覧照会（IBL）」業務の改善については、実施を見送る（現在の利用状況下において、BCC業務等の改善が行われても自社システムで対応することは困難という意見が大勢であることを踏まえ、更改時期における対応は実施しない。）。

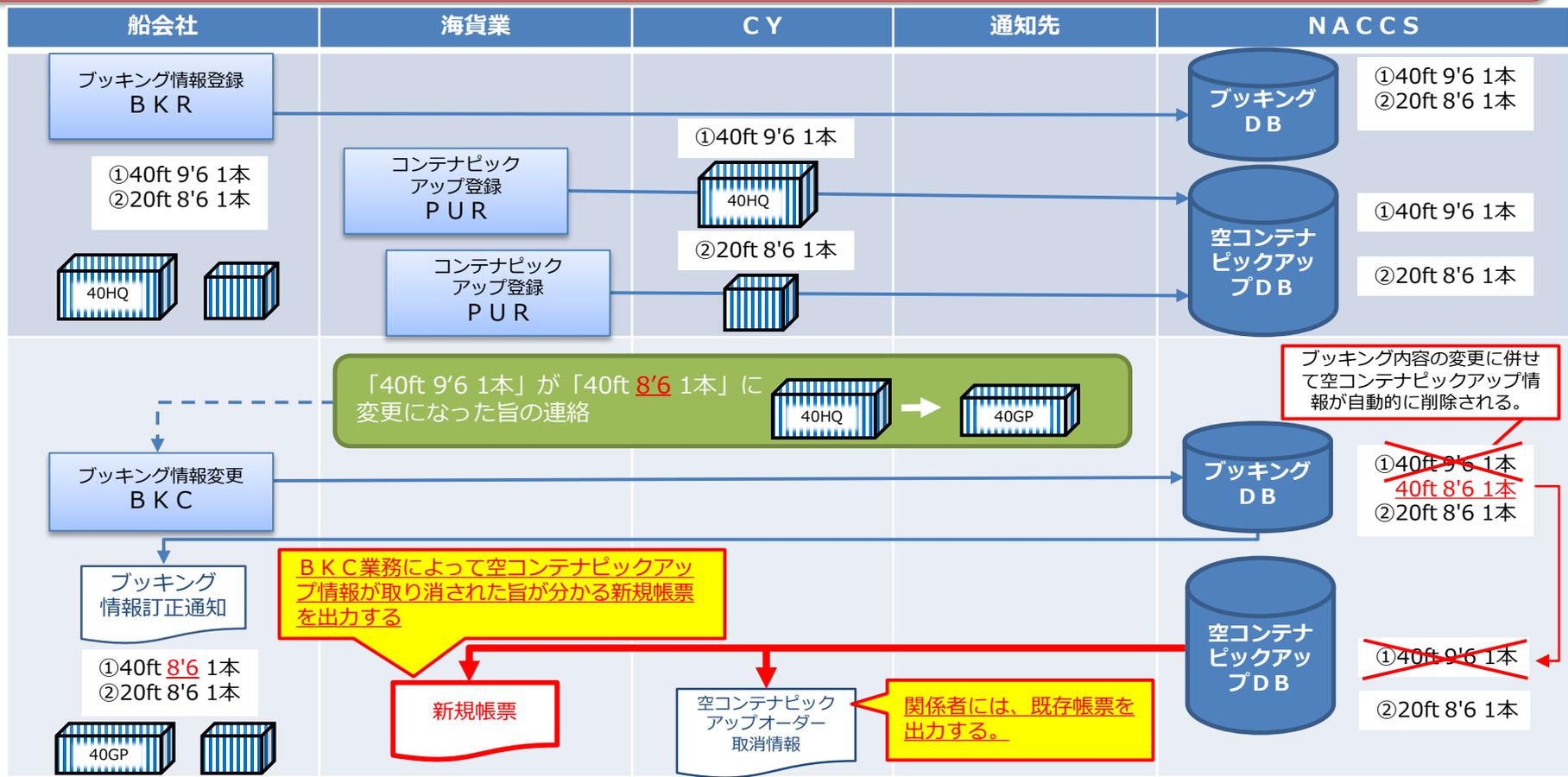
IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-他	CY搬出入業務の改善 (4)
----	----	-----------------	--------------	----------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について (3)

既存の「空コンテナピックアップオーダー取消情報 (SAT087)」と同等の情報に「BKC業務によって空コンテナピックアップDBが取り消された。必要に応じて再度PUR業務を実施する。」旨を記載した新規帳票をPUR業務実施者へ出力し、併せて既存の「空コンテナピックアップオーダー取消情報 (SAT087)」を関係者 (申込先CY等) に出力する。



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（1）
----	----	---	-----------------	-----------------

- 危険物明細書のシステム化を検討する。

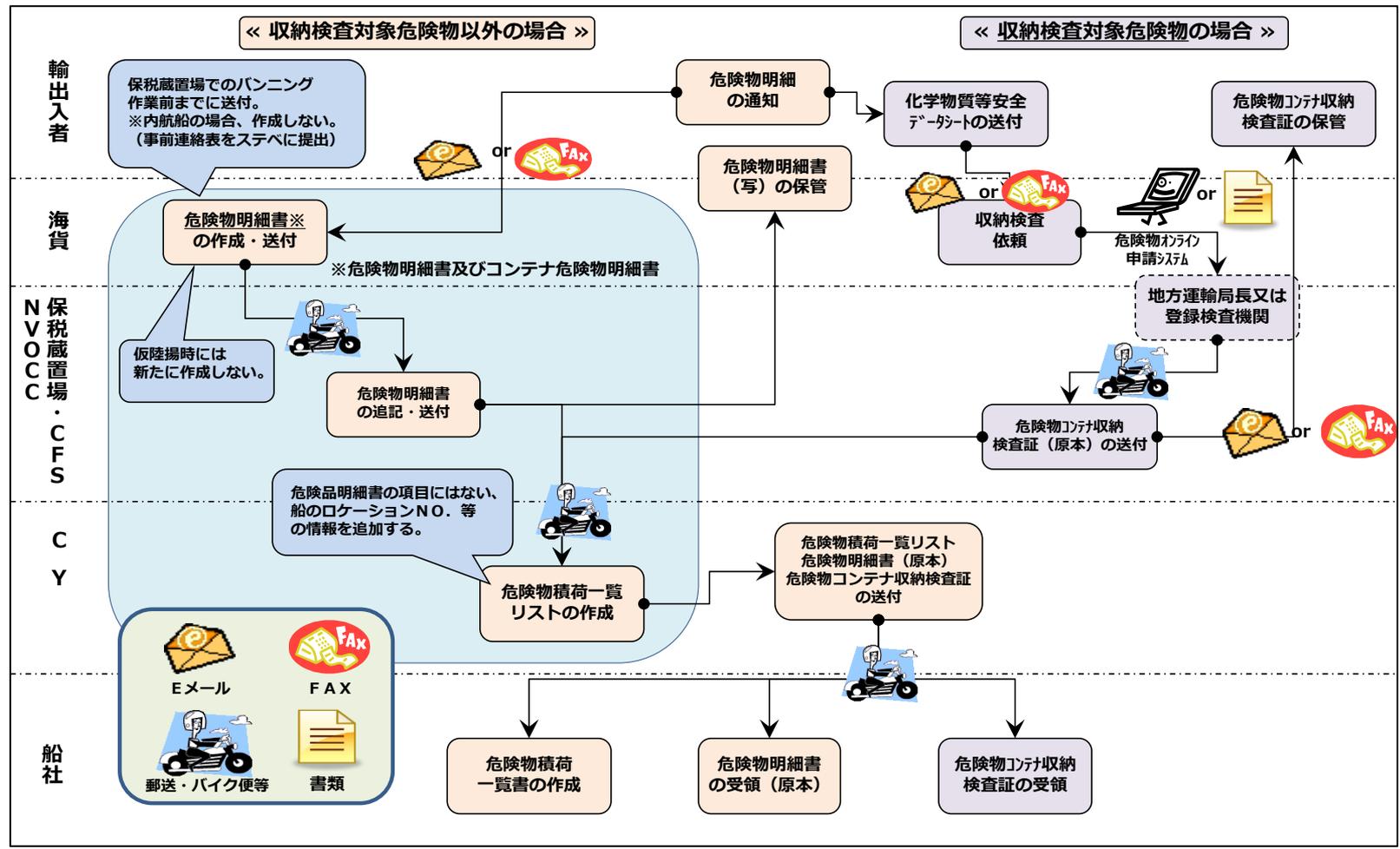
詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
1	主な検討課題	危険物明細書のシステム化を検討
2	検討概要	<p>1. 危険物明細書（通称：赤紙） 危険物の運送を依頼する者（荷送人）とその運送を引き受ける者（運送人：船舶所有者又は船長）の間で締結される運送契約の対象となる危険物の明細を運送人に通知するとともに、荷送人が運送を依頼した危険物が関係規則に適合していることを運送人に対し証明するための書類である。</p> <p>2. 検討内容 現在、上記「危険物明細書」については、マニュアル（紙）ベースでの運用が行われているが、第6次NACCSにおいてシステム化を図り、業務の効率化等を実現する。</p>
3	検討結果	<p>1. 「危険物明細書」作成のための新規業務を提供する。</p> <p>2. 前記1で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧リスト」の作成を可能とする。</p> <p>3. 「危険物明細書」情報を流用して、「危険物・有害物事前連絡表」（通称：白紙）の作成を可能とする（危険物・有害物事前連絡表の既存様式（ブランク）への印字）。</p>

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化(2)
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

現状における危険物明細書の作成フローについて

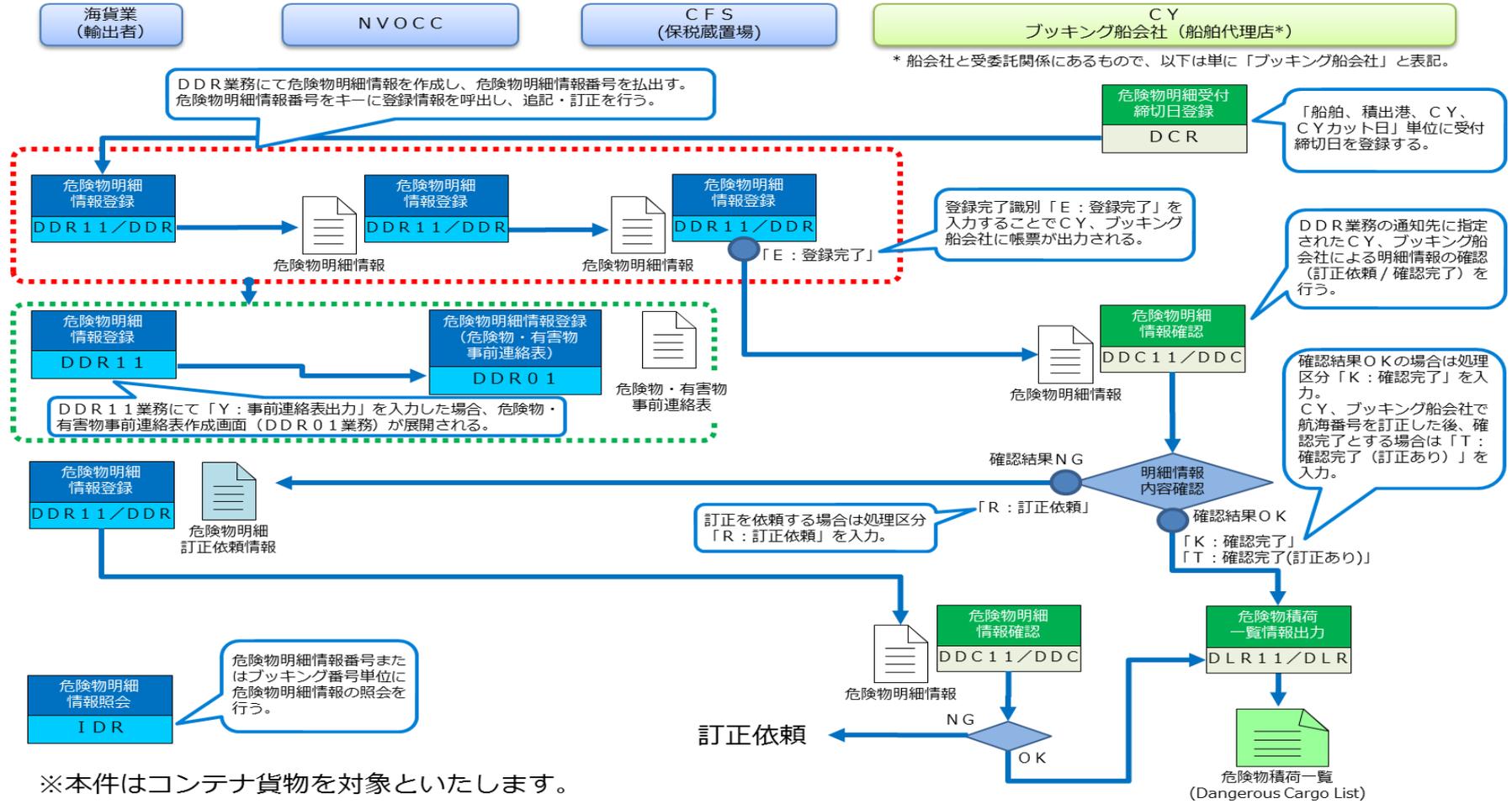


IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化(3)
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

システム化フロー(案)



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（４）
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

1. 新規業務

業務コード	業務名	業務概要	入力者
DDR	危険物明細情報登録	危険物明細情報の登録・訂正・取消しを行う。	輸出入者、海貨業、NVOCC、保税蔵置場
DDR01	危険物明細情報登録 (危険物・有害物事前連絡表)	入力された内容に基づいて「危険物・有害物事前連絡表」の書式に合わせて印字可能となる情報を出力する。	同上
DDR11	危険物明細情報登録呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
DDC	危険物明細情報確認	システムに登録された危険物明細情報を確認または訂正依頼を行う。本業務において確認完了された場合は、DDR業務不可となる。	CY、船舶代理店、船会社
DDC11	危険物明細情報確認呼出し	「訂正依頼」・「確認完了」のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
DCR	危険物明細受付締切日登録	危険物明細情報の登録受付締切日時を設定することにより、登録受付締切日時以降はDDR業務による登録・訂正・削除を実施不可とする。	同上
DCR11	危険物明細受付締切日呼出し・照会	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	CY、船舶代理店、船会社、輸出入者(*)、NVOCC(*)、海貨業(*)、保税蔵置場(*) (*): 照会のみ可能
IDR	危険物明細情報照会	システムに登録された危険物明細情報を照会する。	輸出入者、海貨業、NVOCC、保税蔵置場、CY、船舶代理店、船会社
DLR	危険物積荷一覧情報出力	「登録完了」した危険物明細情報を対象として危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List帳票を入力者に出力する。	NVOCC、CY、船舶代理店、船会社
DLR11	危険物積荷一覧情報呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（5）
----	----	---	-----------------	-----------------

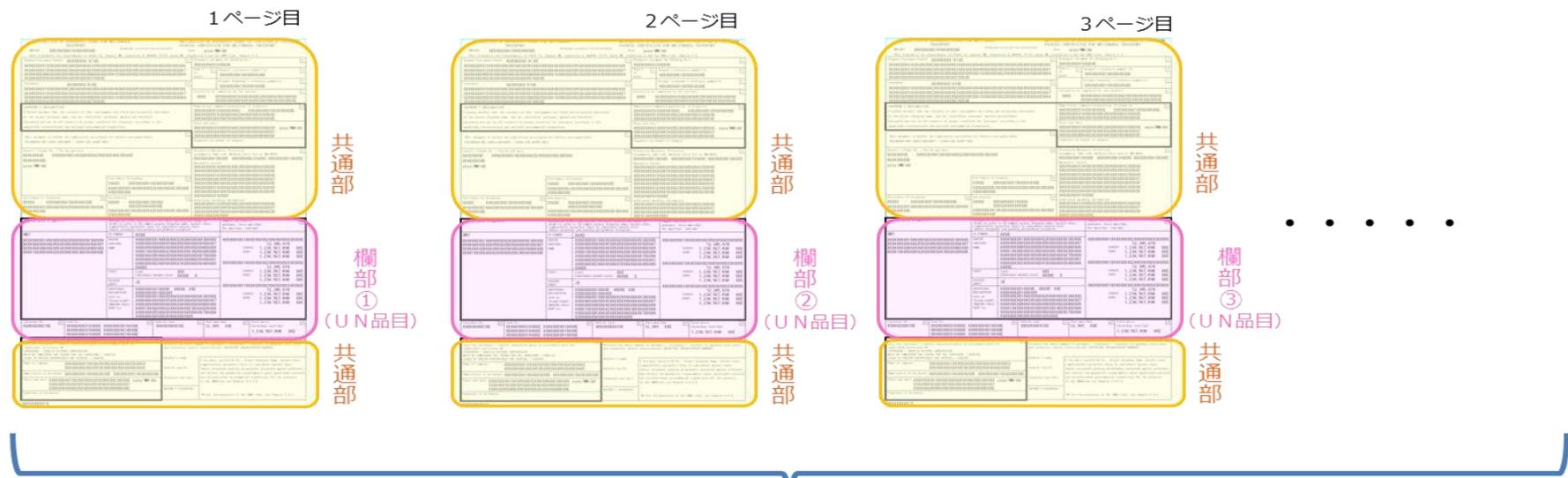
詳細仕様検討結果

危険物明細登録情報の出力内容

背景

危険物明細書の一部項目（応急処置、保護具等）はUN品目に対してそれぞれ記入する必要があるため、欄部として表示させる必要があるが、現在、運用で使用されている危険物明細書のフォーマット上では共通部に該当する箇所まで定められている。現行の危険物明細書のフォーマットが大きく変更となるため、従来通り、1 UN品目あたり1 ページで出力する仕様とする。

<危険物明細書出力イメージ>



留意事項

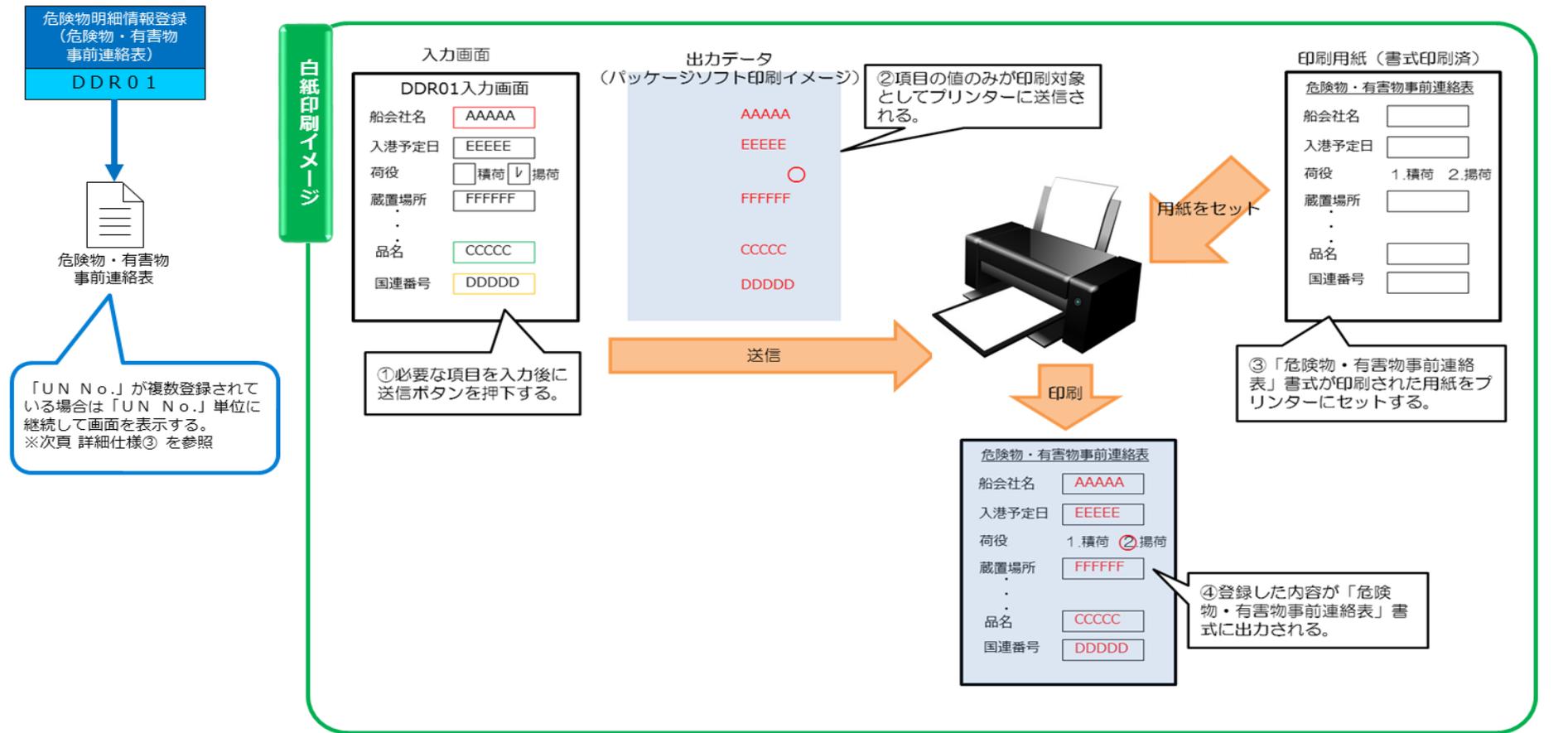
ページは複数ページにおよぶが、電文としては1 電文で出力される。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化(6)
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

「危険物・有害物事前連絡表」(白紙)印刷イメージ



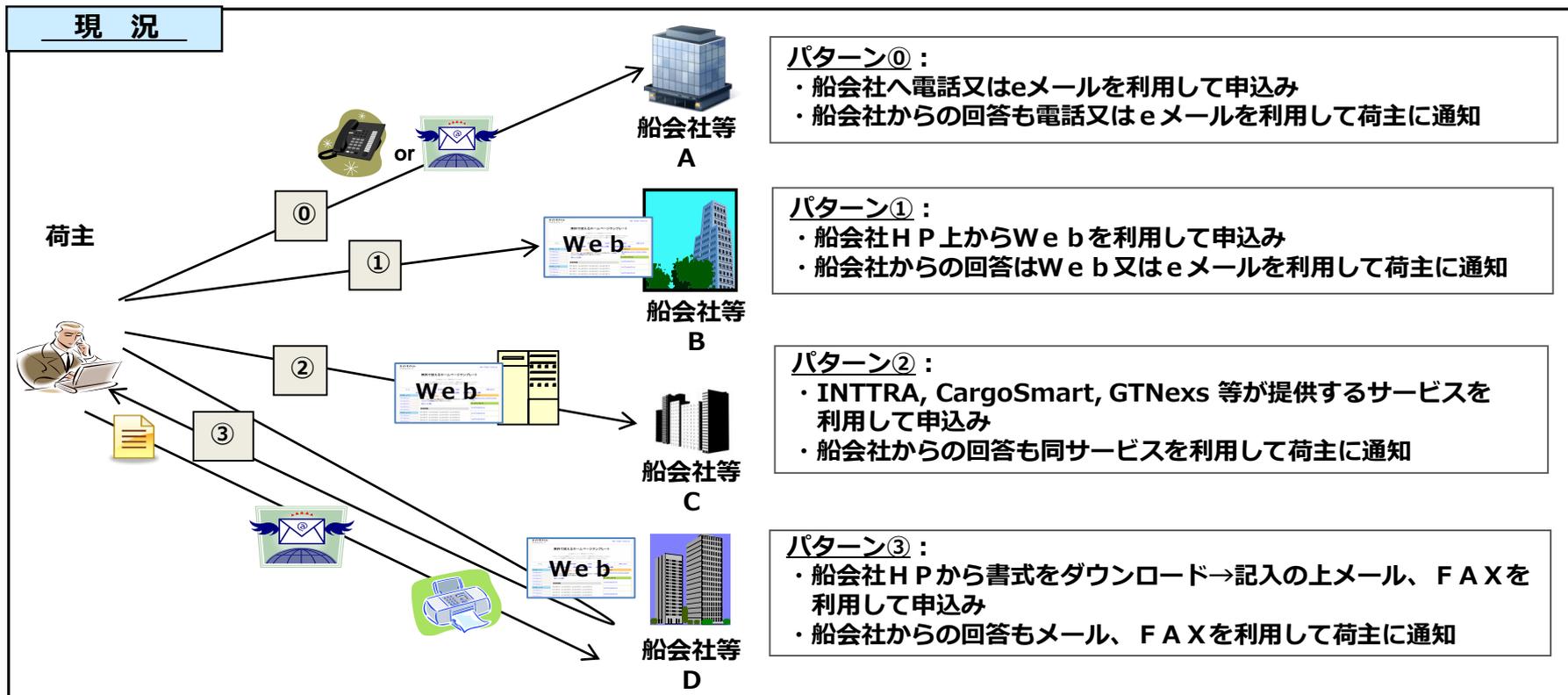
IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（1）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

- ・ 現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、第6次NACCSにおいて、システム化を実施する。

詳細仕様検討結果

1. 船腹予約の現況



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（2）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

2. 船腹予約業務（新設）の開発に係る基本的な考え方

船腹予約（ブッキング）業務のシステム化については、CY搬出入サブWGにおける検討の中で、『「ブッキング情報登録（BK R）」業務や「船積指図書（S/I）情報登録（SIR）」業務等の情報連携、ブッキングフォーマットの統一化による荷主等の事務負担の軽減等が図れる』として提案されたものである。当該提案を踏まえ、これまでのWGにおいて検討・整理された基本的な考え方は以下のとおりとなっている。

利用者	現状と新規業務への想定されるニーズ
1. 船会社	<ul style="list-style-type: none"> ・自社やSPのホームページ、荷主とのシステム間接続（EDI）によりe-book ingを提供しているが利用は拡大していない。 ※ e-book ingの窓口が増えても、全体の利用率を上げたい（外船では本社の意向あり）。 ・荷主との間で事前に包括運送契約（コントラクト）を締結し、船積みの都度、船腹予約を受けるのが通常。 ※ 契約締結者の場合、貨物の内容・運搬先・航路等は経験上で承知しており、タイミングとロットのサイズだけを変更／確定することが多い。 ※ 上記のような荷主とのやり取りは、電話・e-mail・Faxが大宗。 ・一見客は、rating など料金算定が必要となる等、e-book ingに馴染まない。
2. 荷主	<ul style="list-style-type: none"> ・自社システムで船腹予約状況を管理する社では、取引船会社毎にEDI接続を構築する必要がありシステム構築が煩雑、船会社の選択を広げ難い。 ※ 自社システムと各船会社を接続する共通の通信インフラがあれば利用したい。 ・自社でシステム開発せずe-mailの再利用等をしている社も、過去情報の再利用、複数の船会社に対し同一操作で船腹予約、予約情報の保存が可能。 ・海貨業者（フォワーダー）も一般荷主と同じ立場（包括運送契約を締結後、個別運送毎に船積み本船・日付、コンテナ本数を予約）。 ※ 予約は電話・Fax等が大宗。



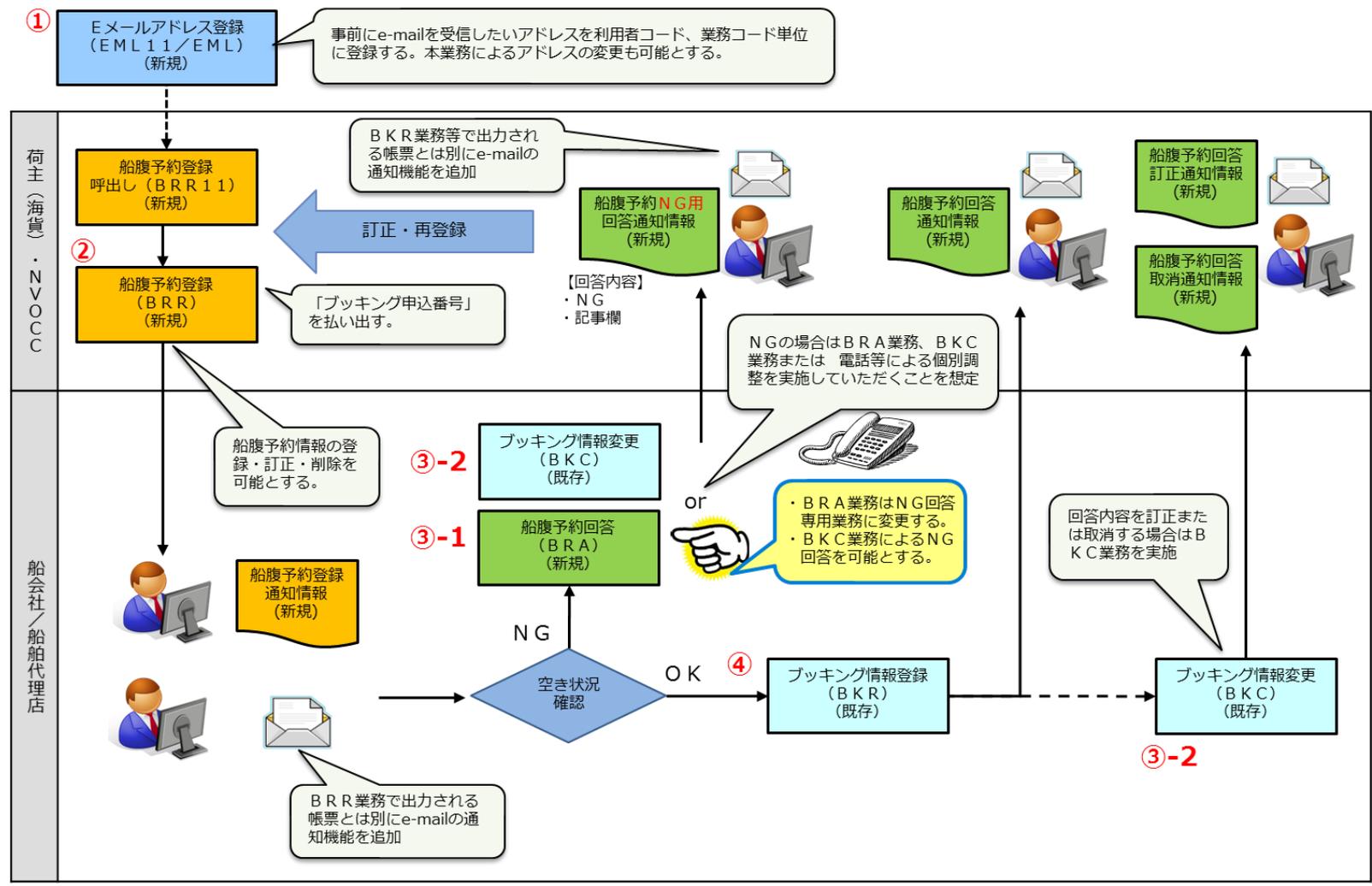
検討結果

新業務は、事前に包括運送契約を締結している**荷主、海貨業者およびNVOCCと、船会社**（主に自社システム保有）との間での個別運送時のコンテナ貨物の船腹予約をEDI化することを開発の標的とする。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（3）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

3. 業務フロー



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（4）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

4. 業務概要

項番	業務名	業務概要
①	【新規】 Eメールアドレス登録 (EML)	<ul style="list-style-type: none"> ・BRR業務実施時に出力する「船腹予約登録通知情報」等の通知メールのメール送信先として、船会社等が利用者コード、業務コード単位に最大5送信先分のe-mailアドレスを登録する。 ・BRR業務で入力するメール送信先のe-mailアドレスを事前に登録することにより、BRR11業務での呼出しを可能とする。 ・本業務では登録済みのアドレスの訂正も可能とする。
	【新規】 Eメールアドレス登録呼出し (EML11)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者コード単位にEML業務で登録したe-mailアドレスの情報を呼び出す。
②	【新規】 船腹予約登録 (BRR)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷主、NVOCC等が、船会社に対して船腹予約を行うための業務。 ・新規登録時には「ブッキング申込番号」が払い出される。 ・入力者と船腹予約の申し込み先(船会社等)には、「船腹予約登録通知情報」が出力される。 なお、事前に船会社等がEML業務でメールアドレスを登録している場合(前記①)は、NACCSの出力情報とは別にe-mailでも予約情報が配信される。 ・本業務では、登録済みの船腹予約情報の訂正・取り消しも可能とする。 ・本業務は、eBMS処理方式の対象とする。 ・船腹予約登録通知情報はEDIFACT対応とする。
	【新規】 船腹予約登録呼出し (BRR11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブッキング申込番号をキーにして船腹予約情報を呼び出す。 ・利用者コードをキーとして、EML業務で登録した船腹予約回答時の通知先メールアドレス情報をBRR画面に呼び出す。
③-1	【新規】 船腹予約回答 (BRA)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷主等からの船腹予約に対し、予約は受けられない旨(NG)を回答するための業務。 ・BRR業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailによる船腹予約NG回答の通知を行う。 ・本業務は、EDIFACT対応とする。
③-2	【既存】 ブッキング情報変更 (BKC)	<ul style="list-style-type: none"> ・BRR業務に対するNG回答をBKC業務でも実施可能とする変更を行う(ブッキング申込番号、記事欄のみ入力)。 ・BRR業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailによる船腹予約NG回答等の通知を行う。 ・BKR後に船腹予約の回答を変更する場合も本業務を利用する。
④	【既存】 ブッキング情報登録 (BKR)	<ul style="list-style-type: none"> ・BKR業務の入力項目に「ブッキング申込番号」欄を追加する。 ・船腹予約にかかる回答通知帳票を荷主宛てに出力する。なお、荷主等がBRR業務でメールアドレスを登録している場合は、NACCSの出力情報とは別にe-mailでも回答情報が配信される。

貨物

海上

第17回
第18回
第20回

WG

基本
IV-6-他

船腹予約業務のシステム化（5）

詳細仕様検討結果

5. e-mail機能の概要

<荷主宛てに予約回答情報がe-mailで送信されるフロー>

- ① B R R 業務において以下のいずれかの方法でメールアドレスを登録する。
 - a. 画面に直接メールアドレスを入力する。
 - b. E M L 業務で事前に登録したメールアドレスを、B R R 1 業務で呼び出して自動補完する。
- ② B K R 業務等が行われた場合、B R R 業務での荷主が指定したメールアドレス宛てにe-mail（船腹予約の回答結果）が送信される。

<船会社／船舶代理店宛てに予約情報がe-mailで送信されるフロー>

- ① 船会社等はE M L 業務でメールアドレスを事前に登録。
- ② B R R 業務が行われた場合、E M L 業務での登録内容を参照して船会社等が指定したメールアドレス宛てにe-mail（船腹予約が行われた旨）が送信される。

E M L 業務入力画面イメージ

利用者コード

業務コード

	通知先メールアドレス	メール通知先名称
1	<input type="text"/>	<input type="text"/>
2	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	<input type="text"/>
4	<input type="text"/>	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	<input type="text"/>

BRR 船腹予約登録

処理区分コード* (9:新規登録 5:訂正 1:取消し) B R R 業務入力画面イメージ

ブッキング申込番号

船会社

船舶代理店 利用船会社

ブッキング通知先 1 2

ブッキング依頼者

会社名*

担当者氏名* 電話番号* F A X 番号

海貨業者

メールアドレス
1 <input type="text"/>
2 <input type="text"/>
3 <input type="text"/>
4 <input type="text"/>
5 <input type="text"/>

荷送人

送信されるe-mailのイメージ

「出力帳票名+ブッキング申込番号」

差出人: gbl@global-naccs.com

宛先:

C C:

件名: 船腹予約登録通知情報 (10000000101)

船腹予約登録通知情報が登録されました。以上。

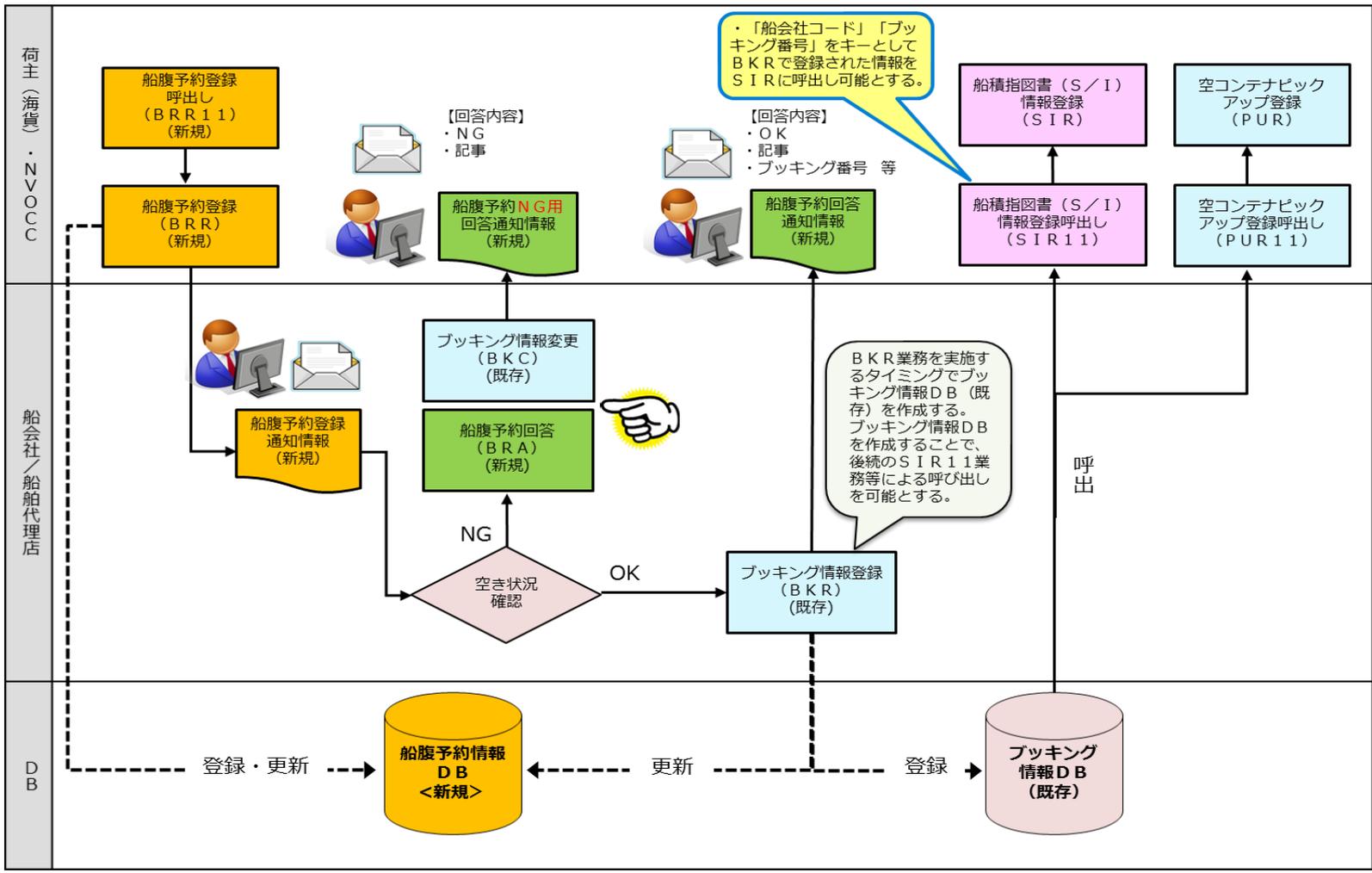
任意の固定文言を出力。

gbl@global-naccs.com

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（6）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

6. SIR業務におけるブッキング情報の活用について



IX 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回 第22回（補）	WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（1）
----	----	-------------------------	----	-----------	-------------------

- ・ 一般財団法人みなと総合研究財団（WAVE）経由で港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、NACCSから直接港湾管理者に提供する形式にする。

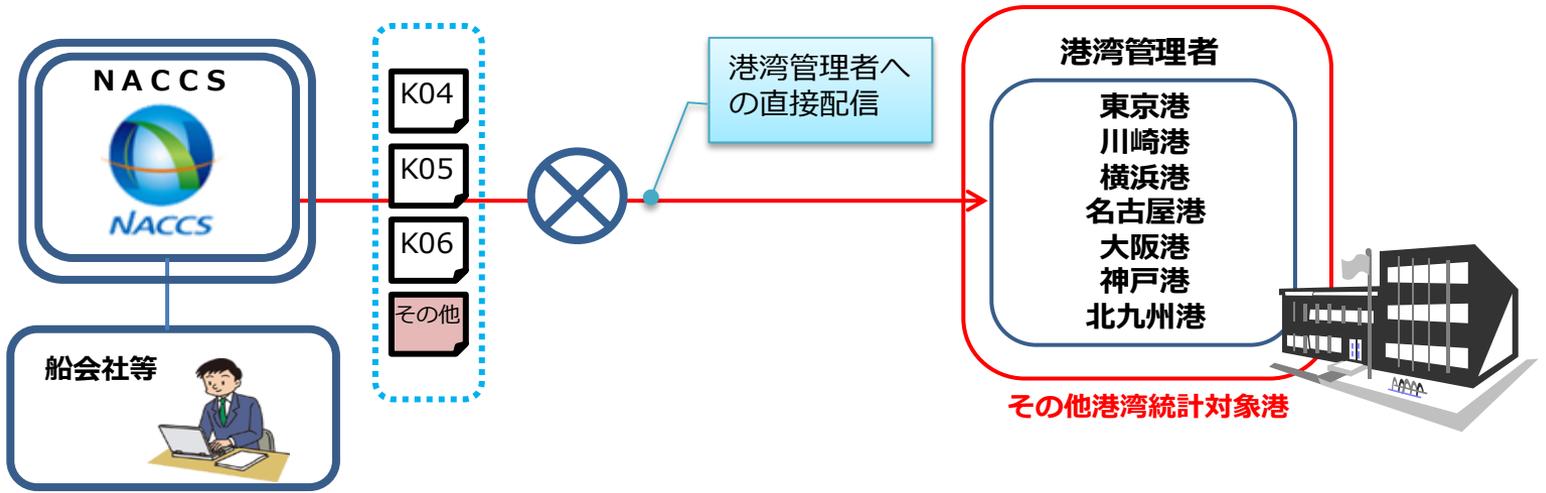
詳細仕様検討結果

<現状>

- ・ 船会社等がNACCSへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
- ・ 上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供している。



- ① 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
- ② 港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次頁の見直しを実施）



IX 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回 第22回（補）	WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（2）
----	----	-------------------------	----	-----------	-------------------

詳細仕様検討結果

課 題	要望の概要	検討結果	可否	WG
1. 貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正（S A I）」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。	S A I業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。	○	第11回
2. 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。	輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、「出港前報告（A M R）」業務により登録された品目コードを管理資料に反映する。 （ただし、在来貨物、P LコンテナはA M R対象外）	○	第11回
3. 同意書の入手	同意書がなければ配信できない。	現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。	○	第11回
4. 港情報の漏れ	N A C C Sで入力される港情報と、港湾統計に必要な港情報の定義が異なっている。	輸入空コンテナについては「積荷目録情報登録（M F R）」業務により登録された船積港等（任意）を反映する。なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	○ 一部	第17回
5. 仕出港コードの配信について	仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。	A M R業務及び「出港前報告訂正（C M R）」業務により登録された仕出港コードを反映する。 （ただし、在来貨物、P LコンテナはA M R対象外）	○	第17回
6. 空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。	空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・「港湾統計用輸入貨物データ（K 0 4）」 ・「港湾統計用仮陸揚貨物データ（K 0 6）」	○	第17回
7. 配信漏れデータ	輸出及び仮陸揚データにおいては、船会社による「船積確認登録（C C L）」業務時点で収集対象となるが、C C L業務がシステム上は必須業務ではないため、C C L業務が行われないケースがあると想定される。	C L R業務後における取消し（C L D業務）は、C L R業務実施の2日後までに行われているケースが大半で、C C L業務は、多くの場合C L R業務後3日以内に実施されている。そのため、収集契機を「C L R業務実施日から3日後」に変更することにより、収集データの精度向上を図る。	○	第22回 （補）

IX 詳細仕様検討結果

貨物 海上 第12回 WG 基本 IV-8 業務名称の変更

- ・ 業務実態に合わない業務名称があるため、当該業務名称について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

以下のオンライン業務について、「次期システム」欄に記載のとおり、業務名称を変更する。

項番	現行システム		次期システム	
	業務コード	業務名	業務コード	業務名
1	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL01	ACL情報登録（コンテナ船用）
2	ACL03	船積確認事項登録（コンテナ船用）（SWB用）		
3	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL02	ACL情報登録（在来船・自動車船用）
4	ACL04	船積確認事項登録（在来船用）（SWB用）		
5	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL11	ACL情報登録呼出し
6	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL12	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し
7	IAL	船積情報照会	IAL	ACL情報照会
8	IAC	船積情報登録状況照会	IAC	ACL情報登録状況照会
14	NVC01/02	混載貨物情報登録	NVC01/02	ハウスB/L貨物情報登録
15	NVC11	混載貨物情報登録呼出し	NVC11	ハウスB/L貨物情報登録呼出し
16	INV	混載貨物情報照会	INV	ハウスB/L貨物情報照会
17	CTS	混載貨物確認登録	CTS	ハウスB/L貨物確認登録

(注) 上記の表は、基本仕様書IV-8に掲げる「オンライン業務について見直し」を行った結果を纏めたものであり、項番は基本仕様書に従う。
 なお、項番9～13は欠番となっているが、該当業務は今後とも利用が見込めないこと等から次期において業務自体が廃止となるためである。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（1）
----	----	------------	--------------	----------------------------

- ・ 「G01 輸入貨物搬出入データ」等の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力する等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- ・ 「G01 輸入貨物搬出入データ」及び「G02 輸出貨物搬出入データ」の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。

（対象業務については、次頁を参照。）

1. データ入力日 + 7日 ≤ 「搬入日」又は「搬出日」

→ ワーニングメッセージ「**入力された年月日は7日以上未来の日付である。**」

2. 「搬入日」又は「搬出日」 + 7日 ≤ データ入力日

→ ワーニングメッセージ「**入力された年月日は7日以上過去の日付である。**」

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（2）
----	----	---------	-----------	----------------------------

詳細仕様検討結果

業務コード	業務名称	項目名称	現行 / 次期	7日以上 過去日の場合	7日以上 未来日の場合	現行仕様
B I A B I B B I C B I D B I E B I F C Y A C Y B C Y D C Y E S A I	搬入確認登録（保税運送貨物） システム外搬入確認（輸入貨物） 搬入確認登録（輸出未通関） 搬入確認登録（輸出許可済） システム外搬入確認（輸出許可済） 輸出貨物情報訂正 C Y 搬入確認登録 システム外 C Y 搬入確認（コンテナ単位） システム外 C Y 搬入確認（B/L 単位） システム外 C Y 搬入確認（一括搬入） 輸入貨物情報訂正	搬入年月日	現行	正常	エラー	前年同月日 < 搬入年月日 ≤ システム日
			次期	ワーニング	エラー	
P K I P K K	船卸確認登録（一括） 船卸確認登録（個別）	船卸開始年月日	現行	正常	エラー	前年同月日 < 船卸開始年月日 ≤ システム日
			次期	ワーニング	エラー	
V A E V A H V A N	バンニング情報登録（輸出管理番号単位） バンニング・C Y 搬入情報登録 バンニング情報登録（コンテナ単位）	搬出年月日	現行	正常	エラー	搬出年月日 ≤ システム日 + 2 日
			次期	ワーニング	エラー	
B O A B O B B O C C Y O	搬出確認登録（保税運送貨物） 搬出確認登録（貨物引取り） 搬出確認登録（輸出許可済） C Y 搬出確認登録	搬出年月日	現行	正常	正常	—
			次期	ワーニング	ワーニング	
C L R	船積情報登録	船積年月日	現行	エラー	正常	① 積コンテナ・船積区分が「A：積コンテナリスト提出・船積処理」の場合 システム日 ≤ 船積年月日
			次期	エラー	ワーニング	
			現行	正常	正常	② 積コンテナ・船積区分が「C：船積処理」の場合 前年同月日 < 船積年月日
			次期	ワーニング	ワーニング	

IX 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（OLC）」業務における価格入力
----	----	---------	-----------	-----------------------------------

- ・ 現行、仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、価格の入力が必須項目になっているが、一般の保税運送（市内運送）と同様に、価格の入力を任意項目に変更する。

詳細仕様検討結果

OLC業務の運送種別コードとして新たに「KK：仮陸揚貨物の市内運送」を設け、当該運送種別コードの入力がされた場合は、価格入力を任意とするよう変更する。

現行運送種別コード

- NR：一般運送
- EA：一般運送（船側発送で揚地詮議有の場合）
- QU：検疫の経由運送
- KR：仮陸揚貨物の運送**

仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、KRのみが選択可能であり、当該コードが入力された場合は、価格入力が必須となっている。



価格入力は**必須**

- MK：市内運送
- KS：簡易運送
- AU：特定保税運送



価格入力は**任意**

次期運送種別コード

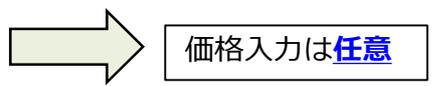
- NR：一般運送
- EA：一般運送（船側発送で揚地詮議有の場合）
- QU：検疫の経由運送
- KR：仮陸揚貨物の運送



価格入力は**必須**

- KK：仮陸揚貨物の市内運送**
- MK：市内運送
- KS：簡易運送
- AU：特定保税運送

新規コード追加



価格入力は**任意**

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	コンテナ番号のチェック機能の改善
----	----	---------	-----------	------------------

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務等において入力されるコンテナ番号に対するチェック機能の実施範囲を拡大する。

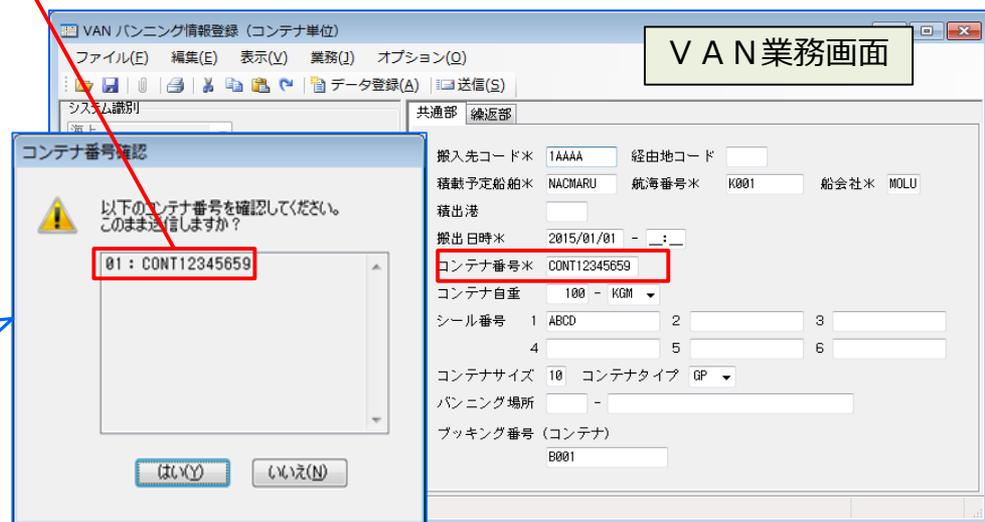
詳細仕様検討結果

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」・「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務において誤って12桁を入力した場合でも、先頭4桁が英字のコンテナ番号が入力された場合はISOコンテナ番号チェックを実施する。
- ISOコンテナ番号チェック機能を「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務にも実装する。



【現行】
「CONT12345659」のように11桁までは正しいISOコンテナ番号体系となっているが、桁数が12桁の場合はチェックデジットエラーとならず、ダイアログは表示されない。

【次期】
先頭4桁が英字かつ12桁入力の場合には一律コンテナチェックを実施するようISOコンテナ番号チェックの処理を変更する。



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	管理資料「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更
----	----	---------	-----------	-------------------------------

・卸コンテナリスト及び積コンテナリストの提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を出力するよう仕様を変更する。

詳細仕様検討結果

現行

「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G12：積コンテナリスト取扱一覧データ」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数は出力されない。

次期

「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G12：積コンテナリスト取扱一覧データ」の共通部に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を新規に出力する。

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）(1/5)

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	999999001X		卸コンテナリスト提出件数	9999999	時間外執務要請届件数	9999999
3	卸コンテナリスト取扱一覧データ					
4	輸入許可日	提出日	卸コンテナリスト提出番号	官署	時間外執務要請識別	コンテナ管理者コード
5	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
6	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
7	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
8	※明細数分繰り返す					
9						
10	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
11	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
12	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
13						
14	注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を行った場合の例です。					

件数を出力

IX 詳細仕様検討結果

貨物 海上 第11回 WG 基本 IV-6-他 保税運送承認番号の複数件入力について

- 「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務において、複数のポートノートでの同時搬入の場合、保税運送承認番号欄の入力桁数が11桁であり全てのポートノート番号が入力できないため、必要な改善を行う。

詳細仕様検討結果

「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務の保税運送承認番号欄の入力桁数を30桁に増やすことにより、複数のポートノート番号の入力を可能とする。

BIB システム外搬入確認(輸入貨物)

ファイル(F) 表示(V)

日/L番号*

保税運送承認番号*

搬入日時* 搬入場所

船舶*

仮陸揚識別 船卸港* 入港日* 積出地*

入力桁数を30桁に増やす

保税運送承認番号の桁数増加に伴い、下記のオンライン業務及び管理資料のレイアウト変更等を実施する。

- ・ 輸入貨物情報訂正業務【SAI/SAI11】
- ・ システム外搬入確認取消業務（呼出し）【BIX/BIX11】
- ・ 貨物情報照会業務（入在庫管理情報）【ICG】
- ・ G01 輸入貨物搬出入データ【管理資料】
- ・ G02 輸出貨物搬出入データ【管理資料】

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第22回 WG	基本 IV-6-他	管理資料「G03：保税運送申告一覧データ」のCYへの配信
----	----	---------	-----------	------------------------------

・管理資料「保税運送申告一覧データ」の配信先にCYを追加する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
1	検討課題	管理資料「G03：保税運送申告一覧データ」のCYへの配信
2	要望内容	<p>現状、CYにおいても保税運送申告を行うことがあるが、管理資料「G03：保税運送申告一覧データ」の配信先にCYが含まれていないため、保税運送申告の件数等の照合作業は手作業で行っている。照合作業等の効率化のため、本管理資料の配信先にCYを追加していただきたい。</p> <p>(現行の配信先) 保税蔵置場、通関業、海貨業</p>
3	検討結果	管理資料「G03：保税運送申告一覧データ」の配信先にCYを追加する。